

情報処理システム運用管理業務の民間競争入札実施要項（案）

平成 2 9 年 月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

目 次

1. 趣 旨	… 1
2. 情報処理システム運用管理業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項	… 1
3. 実施期間に関する事項	… 5
4. 入札参加資格に関する事項	… 5
5. 入札に参加する者の募集に関する事項	… 6
6. 情報処理システム運用管理業務を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項	… 7
7. 情報処理システム運用管理業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	… 8
8. 情報処理システム運用管理業務の受注者に使用させることができる国有財産に関する事項	… 8
9. 情報処理システム運用管理業務の受注者が、当研究所に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務受注者が講ずべき措置に関する事項	… 9
10. 情報処理システム運用管理業務の受注者が本業務を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務受注者が負うべき責任に関する事項	… 12
11. 情報処理システム運用管理業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	… 12
12. その他業務の実施に関し必要な事項	… 13

別紙1. 従来の実施状況に関する情報の開示

別紙2. 情報システムのヘルプデスクに関する利用満足度調査

別紙3. 業務フロー図

別紙4. 組織図

別添1. 調達仕様書

別添2. 履行証明書項目一覧

別添3. 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則

1. 趣 旨

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号。以下、「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを目指すものである。

上記を踏まえ、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所（以下、「当研究所」という。）は、「公共サービス改革基本方針」（平成29年7月11日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された「情報処理システム運用管理業務」（以下、「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下、「実施要項」という。）を定めるものとする。

2. 情報処理システム運用管理業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(1) 本業務の概要

当研究所は、港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行う研究機関であり、1部の管理部門と7領域4センターの研究部門により組織されている。

当研究所の情報処理システムは、当研究所における業務の効率的な遂行と適切なデータ管理を行うため構築、運用されており、構内LAN及び各業務システムにより構成されている。

本業務は、専属の技術者を常駐させ、情報処理システム全体の監視、保守及び問い合わせ対応等を行うものである。

ア 対象となる情報処理システムの概要

(ア) 情報処理システムの概要

情報処理システムは、利用者が当研究所の業務を遂行するため、クライアントPCを用いて業務資料の収集、作成、共有及び交換を行うものであり、ワープロ、表計算等のビジネスアプリケーション、メールソフト、Webブラウザ等を搭載したクライアントPC及び共有サーバ等のサーバ類、ネットワーク機器類から構成されている。

また、遠隔地にある研究施設とは通信回線により接続している。

なお、現行システムの機器は、導入後約4年を経過しており、経年劣化により更新時期を迎えていることから、平成30年4月に別調達によりシステム更改を行う予定である。

(イ) 利用者特性

情報処理システムの利用者は、約170名であり、ネットワークに接続しているクライアントPCは約400台である。

利用時間は、当研究所の業務日の通常業務時間を主とするが、通常業務時間以外にも計画停電、定期メンテナンス及び修理等の必要最小限の運用停止を除き、常時利用することを前提とする。

(ウ) 設置場所

本システムの設置場所は、以下のとおりである。

神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

イ 対象業務の内容

受注者が実施する業務の内容は、次のとおりであり、その詳細については、別添1.「調達仕様書」を基本とする。

(7) システム運用業務

①情報処理システムの運用管理

当研究所の情報処理システム（ネットワーク機器及びサーバ等）の運用管理を行うとともに、情報処理システムの運用に関する備品管理を行うものとする。また、情報処理システムに障害が発生した場合は、当研究所に速やかに報告し、適切な対策を講じるものとする。

②サーバの監視・管理

OS内に付属する管理ツール、または既定のツールを使用し、CPU等の資源監視、システムログの監視及びユーザデータの管理等を行うものとする。また、不正アクセス、障害等の発生及び発生が予測される場合は、当研究所に速やかに報告し、適切な対策を講じるものとする。

③ネットワーク運用管理

ネットワーク接続機器の死活監視及びファイアウォールのトラフィック監視を行うものとする。また、不正アクセス、障害等の発生及び発生が予測される場合は、当研究所に速やかに報告し、適切な対策を講じるものとする。

④共有資源の監視・管理

共有サーバ等の共有資源の利用状況を監視するものとする。また、当研究所よりユーザ変更の指示を受けた場合は、これにかかる共有資源の変更を速やかに行うものとする。

⑤ウィルス等の対策

ウィルス対策の最新情報を入手し、関係者への通知を行うものとする。また、最新パターンファイルの適用状況、ウィルス感染状況等を常時監視するとともに、既存システムにおいて、スパムメール、スパイウェア等不正プログラムの侵入を防ぐため、適切な対策を講じるものとする。

なお、未知のスパムメール、スパイウェア等については、感染状況等を報告し、ソフトウェアベンダー等と連携を図り、対策を講じるものとする。

⑥更新プログラムの適用

OS、アプリケーション等のセキュリティホールが発見に伴う更新プログラム（セキュリティパッチ等）が公開された場合は、当研究所へ報告を行い、サーバ等は適用し、ネットワーク接続PC利用者には周知するものとする。

ただし、同プログラムを適用することにより既存の情報処理システムに悪影響を及ぼすことが予測される場合は、適用の可否について協議を行うものとする。また、ソフトウェアベンダーへのサポート費用が発生する場合は別途協議する。

⑦バックアップ状況の監視

サーバ障害時のデータ消失を回避するため、定期的にバックアップ状況の監視を行うものとする。

⑧ホームページの監視及び更新

インターネット公開ホームページに対する不正アクセス、ファイルの書き換え等の監視を行

うものとする。また、当研究所職員から依頼があった場合は、ホームページの情報更新及び修正を行い、動作確認を行うものとする。

⑨機器更新に伴う調整及び支援

端末装置等の機器の更新が発生した場合、対象機器の構成データの修正を行い、機器導入業者と連携し、作業が円滑に進むよう各種調整及び支援を行うものとする。

⑩システム安定稼働に伴う運用支援

システムを安定して稼働させるために必要となる作業実施において、運用管理上必要な支援を行うものとする。

⑪問い合わせ対応（ヘルプデスク）

当研究所職員からのアプリケーションソフト、サーバ運用等に関する問い合わせに対応するものとする。また、設定支援や必要に応じ手順書の作成及び周知を行うものとする。

ウ 受注業務の引継ぎ

(7) 現行受注者又は当研究所からの引継ぎ

当研究所は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行受注者及び受注者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務を新たに実施することとなった受注者は、本業務の開始までに、業務内容を明らかにした書類等により、実施期日を調整の上で、現行受注者又は当研究所から業務引継ぎを受けるものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、受注者の負担となる。

(4) 契約期間満了時の引継ぎ

当研究所は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、受注者及び次回受注者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎ完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い受注者が変更となる場合には、受注者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等は、次回受注者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、次回受注者への引継ぎは、運用管理業務の対応時間内とするが、通常業務に支障をきたさないように対応するものとする。

エ 作業場所

神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 受配電施設内

なお、当該業務の事務に必要な諸経費及び交通費は、受注者の負担とする。

(2) 確保されるべき対象業務の質

本業務は、情報処理システムの運営に係る業務の確実な実施及びネットワークシステムの利用者への継続的かつ安定的なサービスの円滑な提供に資するものである必要がある。

なお、ハードウェア障害、ソフトウェア障害の原因により、実施できない事案は含めないものとする。

ア 業務内容

「情報処理システム運用管理業務に係る業務」に示す運用業務を適切に実施すること。

イ 情報処理システムの稼働率

稼働率は、95.0%以上とし、稼働率は以下の計算式により算出する。

稼働率 (%) =

$$\frac{((1 \text{ヶ月の日数} \times \text{運用管理業務の対応時間}) - (\text{計画停止時間}) - (\text{サービス停止時間}))}{((1 \text{ヶ月の日数} \times \text{運用管理業務の対応時間}) - (\text{計画停止時間}))} \times 100 (\%)$$

①稼働率

受注者が本業務を実施しなければならない時間に対して、全てのシステムが正常に稼働している時間の比率をいう。なお、運用管理業務の対応時間は、調達仕様書の5-2に記載のとおりとする。

②サービス停止時間

障害等によりその月の情報処理システムが停止した時間をいう。ただし、受注者が本業務を実施しなければならない時間以外の時間、及び情報処理システムの停止が、ハードウェア、ソフトウェアの原因による場合で当該事業者へ通知を行い復旧するまでの時間は、サービス停止時間に含めない。

③計画停止時間

定期点検等で予め計画されたその月のサービス停止時間をいう。

ウ ヘルプデスク利用者満足度調査結果

業務開始後、年1回の割合でヘルプデスク利用者に対して、次の項目の満足度調査を実施（調査用紙回収は原則毎月、集計は年1回）し、その結果の基準スコア（75点以上）を維持すること。

- ・ 問い合わせから回答までに要した時間
- ・ 回答または手順に対する説明の分かりやすさ
- ・ 回答または手順に対する結果の正確性
- ・ 担当者の対応（言葉遣い、親切さ、丁寧さ等）

各質問とも、「満足」（配点100点）、「ほぼ満足」（同80点）、「普通」（同60点）、「やや不満」（同40点）、「不満」（同0点）で採点し、各利用者の4つの回答の平均スコア（100点満点）を算出する。

当該調査内容は、別紙2.「情報システムのヘルプデスクに関する利用満足度調査」とおりである。

エ セキュリティ上の重大障害件数

本業務に起因するもので、業務に多大な支障が生じるようなセキュリティの重大障害の件数は、各月毎に0件であること。

オ 情報システム運用上の重大障害の件数

正常に稼働できない事態・状況及び保有するデータの喪失等により、業務に多大な支障が生じるような重大障害の件数は、各月毎に0件であること。

カ サーバ内データの定時バックアップ

運用スケジュールの中で自動的に実行される定時バックアップは、定時バックアップ率として、各月ごとに100%を維持すること。

キ ウィルス情報の把握

本システム利用する機器において、コンピュータウイルス等の感染が確認された場合、感染を把握してから1時間以内にそのウイルスの詳細について特定すること。この際は、最新ウイルスで、詳細な情報が得られない場合は、その限りではない。

ク ウィルス定義ファイルの更新

ウィルス対策ソフトウェアのウィルス定義ファイルについて、ベンダーからのリリース後6時間以内に行うこと。ただし、受注者が本業務を実施しなければならない時間以外の時間にリリースされたものにあつては、翌日の業務開始から6時間以内とする。

(3) 契約の形態及び支払い

ア 契約の形態は、業務請負契約とする。

イ 当研究所は、業務請負契約に基づき、受注者が実施する本業務について、契約の履行に関し、情報処理システム運用管理業務の調達仕様書に定めた内容に基づく監督・検査を実施するなどして適正に実施されていることを確認した上で、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に当該月に支払うべき額を支払うものとする。

確認の結果、確保されるべき対象業務の質が達成されていないと認められる場合、又は達成できないおそれがある場合、当研究所は、確保されるべき対象業務の質の達成に必要な限りで、受注者に対して本業務の実施方法の改善を行うよう指示することができる。受注者は、当該指示を受けて業務の実施方法を改善し、業務改善報告書を速やかに当研究所に提出するものとする。当研究所は、業務改善報告書の内容が、確保されるべき対象業務の質が達成可能なものであると認められるまで、業務料の支払いを行わないことができる。

なお、業務料は、本業務開始以降のサービス提供に対して支払われるものであり、受注者が行う準備行為等に対して、受注者に発生した費用は、受注者の負担とする。

(4) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、アからウに該当する場合は当研究所が負担し、それ以外の法令変更については受注者が負担する。

ア 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

イ 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更を含む）

ウ 上記ア及びイのほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

3. 実施期間に関する事項

履行期間は、平成30年4月1日から平成34年3月31日までとする。

4. 入札参加資格に関する事項

(1) 法第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。

(2) 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第31条の規定に該当しない者であること。（別添3. 参照）

(3) 港湾空港技術研究所長から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。

(4) 国土交通省国土技術政策総合研究所副所長から指名停止の措置を受けていないこと。

- (5) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の資格を有している者であること。
- (6) 5（2）イ「履行証明書」の提出書類について、当研究所の審査に合格し、各要求項目を満たすことを証明した者であること。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度に基づくISMS認証または、ISO 27001認証、JISQ 15001に準拠したプライバシーマーク使用許諾及びISO 9001を取得している者であること。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札手続（スケジュール）

ア 入札公告	: 平成29年12月中旬頃
イ 資料閲覧	: 平成30年 1月中旬頃
ウ 入札説明会	: 平成30年 1月中旬頃
エ 競争参加資格確認書類提出期限	: 平成30年 1月中旬頃
オ 履行証明書提出期限	: 平成30年 1月中旬頃
カ 履行証明書の審査	: 平成30年 1月中旬頃
キ 質問受付期限	: 平成30年 1月下旬頃
ク 入札書の提出期限	: 平成30年 2月上旬頃
ケ 開札及び落札者の決定	: 平成30年 2月上旬頃
コ 現行受注者からの引継ぎ等	: 平成30年 3月中旬以降
サ 履行（運用）開始	: 平成30年 4月上旬頃

※ ウについて、質問は書面で受け付けることとし、回答は、軽微なもの及び当研究所の業務遂行に支障があるものを除き公表する。

※ 履行証明に当たって、入札参加希望者は、必要に応じて情報処理システムに係る資料（調達仕様書、提出書類、設計書等）を、所定の手続きを経て当研究所内で閲覧することを可能とする。

※ 資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合もある。

神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

管理調整・防災部 管理課 契約係

電話：046-844-5039

受付時間：平日の9時45分から17時まで。（12時～13時は除く。）

(2) 入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

ア 入札書

入札金額（契約期間内の全ての業務に対する報酬の総額の108分の100に相当する金額）を記載した書類

イ 履行証明書

履行証明書は、実施要項の別添2、「履行証明書項目一覧」に示した各要求項目を満たすことができることを証明する書類

ウ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

エ 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類

オ 財務状況が確認できる書類

カ 主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行（平成18年7月5日政令第228号）第3条に規定する特定支配関係にある場合はその者に関する当該情報

6. 情報処理システム運用管理業務を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項

情報処理システム運用管理業務を実施する者（以下、「落札者」という。）の決定は、最低価格落札方式によるものとする。

なお、「履行証明書項目」に示した各要求項目を満たすかの判断については、当研究所に設置する審査委員会にて評価を行う。

(1) 履行証明書

履行証明書の要求項目を全て満たしている場合に合格とし、その一つでも欠ける場合は失格とする。

(2) 落札者の決定

ア (1)の要求項目を全て満たし、当研究所の予定価格の制限に達した価格の入札価格が最も安い者を落札者とする。

イ (1)の要求項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

ウ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最も安い者を落札者とすることができる。

エ 落札者が決定したときは、遅延なく、落札者を含め入札者全員の商号または名称、入札価格及び落札者の決定理由、履行証明書の概要等について、公表するものとする。

(3) 落札者が決定しなかった場合の措置

当研究所は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目をすべて満たす入札参加

者がなかった場合または再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合、原則として、入札条件等を見直した後、再度公告を行う。

なお、再度の入札によっても落札者となるべき者が決定しない場合、または業務の実施に必要な期間が確保できない等やむを得ない場合は、自ら実施することとし、その理由を官民競争入札等監理委員会に報告するとともに公表するものとする。

7. 情報処理システム運用管理業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

(1) 開示情報

対象業務に関して、以下の情報は別紙1.「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。

- ア 従来の実施に要した経費
- イ 従来の実施に要した人員
- ウ 従来の実施に要した施設及び設備
- エ 従来の実施における目的の達成の程度
- オ 従来の実施方法等

(2) 資料の閲覧

前項オ「従来の実施方法等」の詳細の情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、業務計画書等について、所定の手続を踏まえた上で閲覧可能とする。

また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、当研究所は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

8. 情報処理システム運用管理業務の受注者に使用させることができる国有財産に関する事項

(1) 財産の使用

受注者は、本業務の遂行に必要な施設、設備等として、次に掲げる施設、設備等を適切な管理の下、無償で使用することができる。

- ア 業務に必要なサーバ室、電気・通信設備等
- イ その他、当研究所と協議し承認された業務に必要な施設、設備等

(2) 使用制限

- ア 受注者は、本業務の実施及び実施に付随する業務以外の目的で使用し、又は利用してはならない。
- イ 受注者は、あらかじめ当研究所と協議した上で、当研究所の業務に支障をきたさない範囲内において、施設内に運用管理業務の実施に必要な設備等を持ち込むことができる。
- ウ 受注者は、設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに、必要な原状回復を行う。
- エ 受注者は、既存の建築物及び工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分注意し、損傷（機器の

故障等を含む。)が生じるおそれのある場合は、養生を行う。万一損傷が生じた場合は、受注者の責任と負担において速やかに復旧するものとする。

9. 情報処理システム運用管理業務の受注者が、当研究所に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務受注者が講ずべき措置に関する事項

(1) 本業務受注者が当研究所に報告すべき事項、当研究所の指示により講じるべき措置

ア 報告等

- (ア) 受注者は、調達仕様書に規定する業務を実施したときは、当該調達仕様書に基づく各種報告書を当研究所に提出しなければならない。
- (イ) 受注者は、請負業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに当研究所に報告するものとし、当研究所と受注者が協議するものとする。
- (ウ) 受注者は、契約期間中において、(イ)以外であっても、必要に応じて当研究所から報告を求められた場合は、適宜、速やかに報告を行うものとする

イ 調査

- (ア) 当研究所は、請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認められるときは、法第26条第1項に基づき、受注者に対し必要な報告を求め、又は当研究所の職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。
- (イ) 立入検査をする当研究所の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを受注者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示するものとする。

ウ 指示

当研究所は、請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、受注者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

- ア 受注者は、本業務の実施に際して知り得た当研究所の情報等（公知の事実等を除く）を、第三者に漏らし、盗用し、又は請負業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。
- イ 受注者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、受注者からの文書による申出を当研究所が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。
- ウ 受注者は、当研究所から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。
- エ 受注者は、当研究所の情報セキュリティに関する規程等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③請負業務終了時の情報

の消去・廃棄（復元不可能とすること。）及び返却、④内部管理体制の確立、⑤情報セキュリティの運用状況の検査に応じる義務、⑥受注者の事業責任者及び請負業務に従事する者全てに対しての守秘義務及び情報セキュリティ要求事項の遵守に関して、調達仕様書別紙5「機密保持に関する誓約書」への署名を遵守しなければならない。

オ アからエまでのほか、当研究所は、受注者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(3) 契約に基づき受注者が講じるべき措置

ア 業務の開始

受注者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

イ 権利の譲渡

受注者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、継承せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による当研究所の事前の承認を得たときは、この限りではない。

ウ 権利義務の帰属等

(7) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、受注者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

(1) 受注者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、当研究所の承諾を受けなければならない。

エ 瑕疵担保責任

(7) 当研究所は、成果物の引渡し後に発見された瑕疵について、引渡し後1年間は、受注者に補修を請求できるものとし、補修に必要な費用は、全て受注者の負担とする。

(1) 成果物の瑕疵が受注者の責に帰すべき事由によるものである場合は、当研究所は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を併せて請求することができる。

オ 再委託

(7) 受注者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(1) 受注者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則として、あらかじめ機能証明書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下「再委託先等」という。）について記載しなければならない。

(7) 受注者は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で、当研究所の承諾を受けなければならない。

(1) 受注者は、(1)又は(7)により再委託を行う場合には、受注者が当研究所に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前項「(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3) 契約に基づき受注者が講じるべき措置」に規定する事項その他の事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取することとする。

(1) (1)から(1)までに基づき、受注者が再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て受注者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、受注者の責に帰すべき事由とみなして、受注者が責任を負うものとする。

カ 契約内容の変更

当研究所及び受注者は、本業務の質の確保の推進、またはその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに法第21条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

キ 機器更新等における民間事業者への措置

当研究所は、次のいずれかに該当するときは、受注者にその旨を通知するとともに、受注者と協議の上、契約を変更することができる。

- (ア) ハードウェアの更新、撤去又は新設、サポート期限が切れるソフトウェアの更新等に伴い運用管理対象機器の一部に変更が生じるとき。
- (イ) セキュリティ対策の強化等により業務内容に変更が生じるとき。
- (ウ) 当研究所の組織変更や人員増減に伴うシステム利用者数の変動等により業務量に変動が生じるとき。

ク 契約の解除

当研究所は、受注者が次のいずれかに該当するときは、受注者に対し業務料の支払いを停止し、又は契約の解除若しくは変更することができる。この場合、受注者は当研究所に対して、契約金額から消費税及び地方消費税を差し引いた金額の100分の10に相当する金額を違約金として支払わなければならない。その場合の算定方法については、当研究所の定めるところによる。ただし、同額の超過する増額費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

また、受注者は、当研究所との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

- (ア) 法第22条第1項イからチまで又は同項第2号に該当するとき。
- (イ) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。
- (ウ) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。
- (エ) 再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき。
- (オ) 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。
- (カ) 受注者の責に帰する事由により、受注者がこの契約の全部または一部を履行する見込みがないと認められるとき。
- (キ) 受注者が契約書第4条（債権譲渡の禁止）、第5条（再委任等の禁止）又は第6条（秘密の保全）の規定に違反したとき。
- (ク) 受注者またはその使用人が当研究所の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、または監督官等の職務の執行を妨げたとき。
- (ケ) 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。

ケ 談合等不正行為

受注者は、談合等の不正行為に関して、当研究所が定める「談合等の不正行為に関する特約条項」に従うものとする。

コ 損害賠償

受注者は、受注者の故意又は過失により当研究所に損害を与えたときは、当研究所に対し、その損害について賠償する責任を負う。また、当研究所契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、当研究所から受注者に損害賠償を請求する場合において、

原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

サ 不可抗力免責、危険負担

当研究所及び受注者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、当研究所が物件を使用することができなくなったときは、受注者は、当該事由が生じた日の翌日以降の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

シ 金品等の授受の禁止

受注者は、本業務の実施において、金品等を受け取ることを、又は、与えることをしてはならない。

ス 宣伝行為の禁止

受注者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、本業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

セ 法令の遵守

受注者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

ソ 安全衛生

受注者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

タ 記録及び帳簿類の保管

受注者は、本業務に関して作成した記録及び帳簿類を、本業務が終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

チ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、当研究所と受注者との間で協議して解決する。

10. 情報処理システム運用管理業務の受注者が本業務を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務受注者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、受注者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 当研究所が国家賠償法第1条第1項等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当研究所は受注者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について当研究所の責に帰すべき理由が存する場合は、当研究所が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 受注者が民法（明治29年法律第89号）第709条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当研究所の責に帰すべき理由が存するときは、受注者は当研究所に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

11. 情報処理システム運用管理業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 本業務の実施状況に関する調査の時期

当研究所は、本業務の実施状況について、総務大臣が行う評価の時期（平成34年5月予定）を踏まえ、本業務開始後、毎年3（終了月）月に状況を調査する。

(2) 調査項目及び実施方法

ア 情報処理システムの稼働率

月次報告資料等により調査

イ ヘルプデスク利用者アンケート調査結果

各年度において、ユーザに対する年1回（アンケート回収は基本毎月）のアンケート（ヘルプデスク利用者アンケート調査）の実施結果により調査

エ セキュリティ上の重大障害件数

月次報告資料等により調査

オ 情報システム運用上の重大障害の件数

月次報告資料等により調査

カ サーバ内データの定時バックアップ

月次報告資料等により調査

キ ウィルス情報の把握

月次報告資料等により調査

ク ウィルス定義ファイルの更新

月次報告資料等により調査

(3) 意見聴取等

当研究所は、必要に応じ、本業務受注者から意見の聴取を行うことができるものとする。

(4) 実施状況等の提出時期

当研究所は、平成34年5月を目途として、本業務の実施状況等を総務大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出する。

12. その他業務の実施に関し必要な事項

(1) 情報処理システム運用管理業務の実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告

当研究所は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

(2) 研究所の監督体制

本契約に係る監督は、主管係自ら立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。本業務の実施状況に係る監督は以下のとおり。

監督職員：管理調整・防災部 施設課 課長補佐

検査職員：管理調整・防災部 施設課 課長

(3) 本業務受注者の責務

- ア 本業務に従事する受注者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- イ 受注者は、法第55条の規定に該当する場合は、30万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第56条により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。
- ウ 受注者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は当研究所を通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

(4) 著作権

- ア 受注者は、本業務の目的として作成される成果物に関し、著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てを当研究所に無償で譲渡するものとする。
- イ 受注者は、成果物に関する著作人格権（著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、当研究所が承認した場合は、この限りではない。
- ウ ア及びイに関わらず、成果物に受注者が既に著作権を保有しているもの（以下、「受注者著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該受注者著作物の著作権についてのみ、受注者に帰属する。
- エ 提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受注者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

(5) 情報処理システム運用管理業務の調達仕様書

本業務を実施する際に必要な仕様は、別添1.「調達仕様書」に示すとおりである。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費			(単位：千円)				
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人件費	常勤職員		—	—	—	—	—
	非常勤職員		—	—	—	—	—
物件費			—	—	—	—	—
請負費等	役務		10,560	11,500	11,500	11,500	9,900
	機器・回線料等		—	—	—	—	—
	その他		—	—	—	—	—
計(a)			10,560	11,500	11,500	11,500	9,900
参考値	減価償却費		—	—	—	—	—
	退職給付費用		—	—	—	—	—
(b)	間接部門費		—	—	—	—	—
(a) + (b)			10,560	11,500	11,500	11,500	9,900
(注記事項)							
<p>当研究所では、民間競争入札の対象である情報処理システム運用管理業務の全部を請負契約により実施している。</p> <p>なお、支払い金額は、一般競争入札の落札額である。</p> <p>平成28年度は、民間競争入札(2年契約[平成28年度～平成29年度]：19,800)である。</p> <p>※ 請負契約のため、費用の詳細な内訳の開示は受けられない。</p>							

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
(受託者における情報処理システム運用管理業務従事者)					
管理技術者(非常駐)	1	1	1	1	1
運用技術者(ヘルプデスク含む)	1	1	1	1	1

(業務従事者に求められる知識・経験等)

管理技術者(非常駐) (1人)

・ ITIL Foundation(または同等以上の資格)及び次に掲げるいずれかの資格(または同等以上の資格)を保有する者

①情報処理技術者試験：独立行政法人情報処理推進機構が実施する国家試験

イ) 共通キャリア・スキルフレームワークのレベル3、4に対応する資格(経済産業省)

ロ) 旧試験制度の資格(システムアナリスト又はシステム監査技術者)

②その他の資格

イ) 技術士(情報工学部門)

ロ) 中小企業診断士(情報処理)

ハ) PMP(Project Management Professional)

ニ) ITコーディネータ

運用技術者(ヘルプデスク含む) (1人)

・ 5年以上の実務経験を有する者

・ 次に掲げるいずれかの資格(または同等以上の資格)を保有する者

①情報処理技術者試験：独立行政法人情報処理推進機構が実施する国家試験

イ) 基本情報技術者

ロ) 第二種情報処理技術者(旧試験制度)

ハ) 初級システムアドミニストレータ(旧試験制度)

(平成24年度)													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
システム運用業務(日)	20	21	21	21	23	19	22	21	19	19	19	20	245
問合せ件数(件)	108	49	62	66	56	68	76	77	67	76	77	116	898
(平成25年度)													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
システム運用業務(日)	21	21	20	22	22	19	22	20	19	19	19	21	245
問合せ件数(件)	124	100	71	95	57	79	115	59	54	60	70	107	991
(平成26年度)													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
システム運用業務(日)	21	20	21	22	21	20	22	18	19	19	19	22	244
問合せ件数(件)	69	76	46	44	35	43	62	47	42	38	43	107	652
(平成27年度)													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
システム運用業務(日)	21	18	22	22	21	19	21	19	19	19	20	22	243
問合せ件数(件)	67	42	44	46	44	44	56	39	33	42	34	39	530
(平成28年度)													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
システム運用業務(日)	20	19	22	20	22	20	20	20	19	19	20	22	243
問合せ件数(件)	76	54	65	46	39	72	61	44	51	49	51	45	653

(注記事項)

問合せ件数は、人事異動により、年度初めは問合せが多くなる。

問合せ内容は、①作業依頼(システム管理課)、②障害対応(操作による不具合)、③質問等(操作方法等)、

④打合せ(情報システムに関する補助)に大きく分類した時に、主に①の作業依頼が占めている。

- ・平成24, 25年度 約60%が①作業依頼
- ・平成26年度 約75%が①作業依頼
- ・平成27, 28年度 約90%が①作業依頼

3 従来の実施に要した施設及び設備

港湾空港技術研究所

【施設】

施設名称：受配電施設

使用場所：詰所、サーバ室

【設備】

研究所貸与

PC 2台、プリンタ 1台、スキャナー 1台、OAデスク 1台、椅子 1脚、電話 1台

外部拠点

無し

4 従来の実施における目的の達成の程度

	計画・目標	実 績			
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
情報処理システムの稼働率	95%	100%	100%	99.9%	99.6%
ヘルプデスク利用者満足度調査	75.0点	91.1点	93.3点	92.1点	92.5点
セキュリティ上の重大障害件数	0件	0件	0件	0件	0件
情報システム運用の重大障害件数	0件	0件	0件	0件	0件
サーバ内データの定時バックアップ	100%	100%	100%	100%	100%
ウイルス情報の把握	1回/日以上	対応	対応	対応	—
	1時間以内の特定	—	—	—	感染なし
ウイルス定義ファイルの更新	リリース後6時間以内	対応	対応	対応	対応

(注記事項)

平成25年度～平成27年度の契約では、「ウイルス情報の把握」は、『ベンダー等からのウイルスに関する情報の収集を1日のうち一回以上行うこと』としている。

また、現在の契約（平成28年度～平成29年度）では、「ウイルス情報の把握」は、『コンピュータウイルスに感染した場合に感染を把握してから1時間以内にそのウイルスの詳細について特定すること』としている。

5 従来の実施方法等

従来の実施方法（業務フロー図等）

「別紙3. 業務フロー図」のとおり

「別紙4. 組織図」のとおり

（注記事項）

情報システムのヘルプデスクに関する利用満足度調査

この調査は、情報処理システム運用管理業務のヘルプデスクサポートについて、確保されるべきサービスの質を検討するため、ヘルプデスク利用者を対象に利用満足度を調査するものです。

つきましては、次の4つの質問に対して、それぞれ「満足」から「不満」までのいずれかに該当する□にレ印を記入してください。

- 1 お問い合わせから回答までに要した時間について、満足されましたか？
 - 満足
 - ほぼ満足
 - 普通
 - やや不満
 - 不満

- 2 回答又は手順に対する説明の分かりやすさについて、満足されましたか？
 - 満足
 - ほぼ満足
 - 普通
 - やや不満
 - 不満

- 3 回答又は手順に対する結果の正確性について、満足されましたか？
 - 満足
 - ほぼ満足
 - 普通
 - やや不満
 - 不満

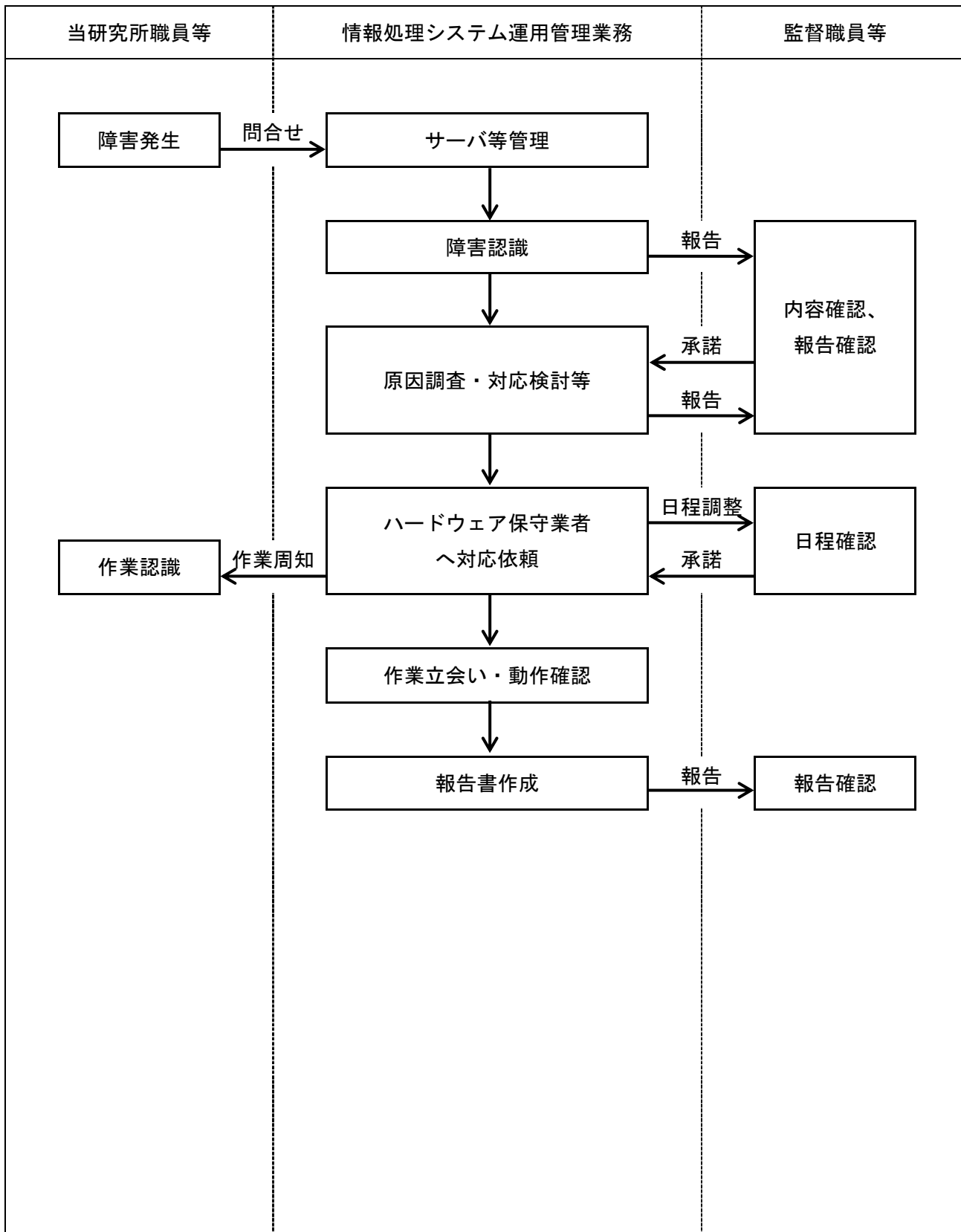
- 4 担当者の対応（言葉遣い、親切さ、丁寧さ等）について、満足されましたか？
 - 満足
 - ほぼ満足
 - 普通
 - やや不満
 - 不満

利用月日 : 平成 年 月 日

業務フロー図

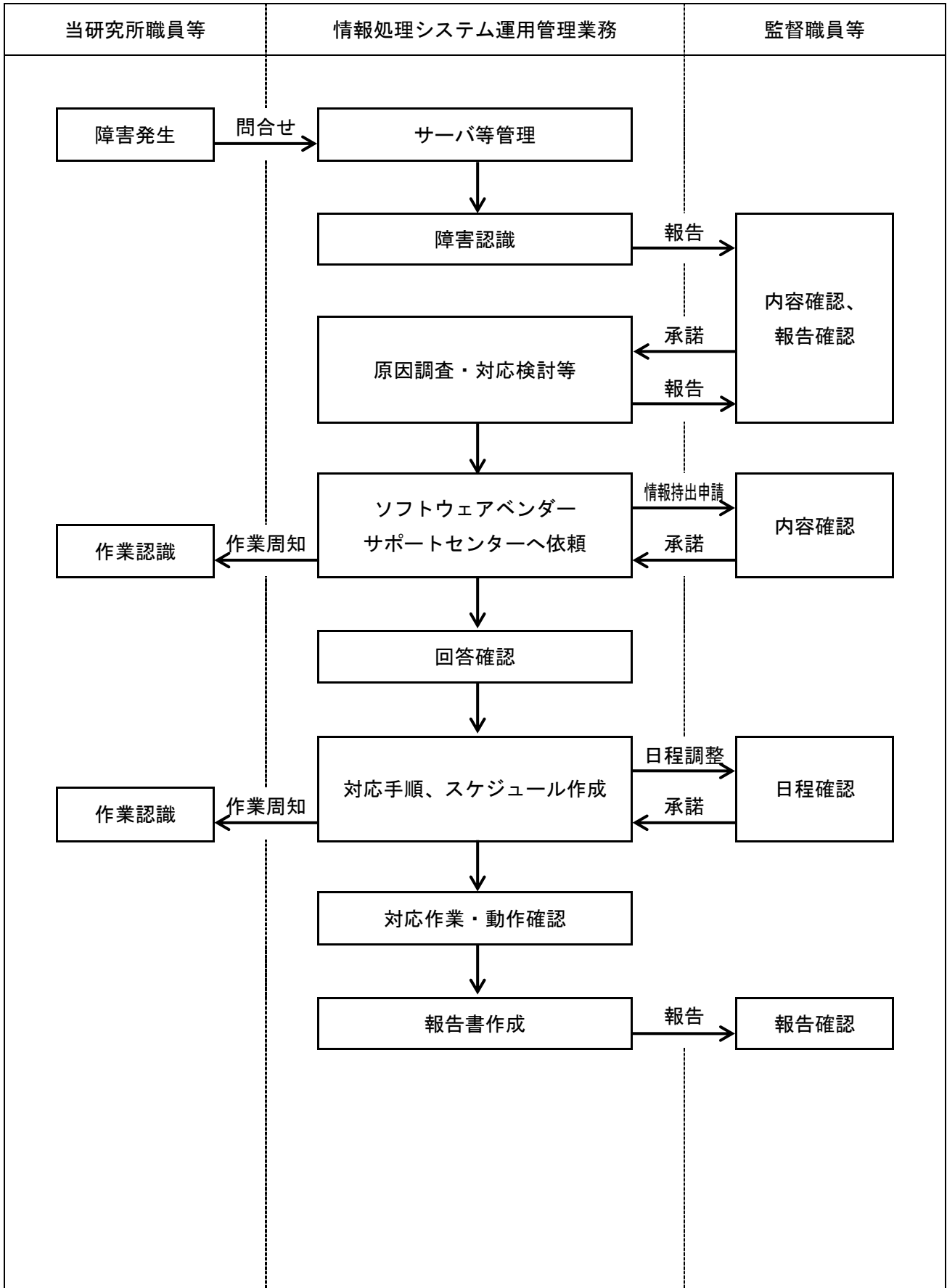
1. ハードウェア管理

(情報処理システムの運用管理、サーバの監視・管理、機器更新に伴う調整及び支援)

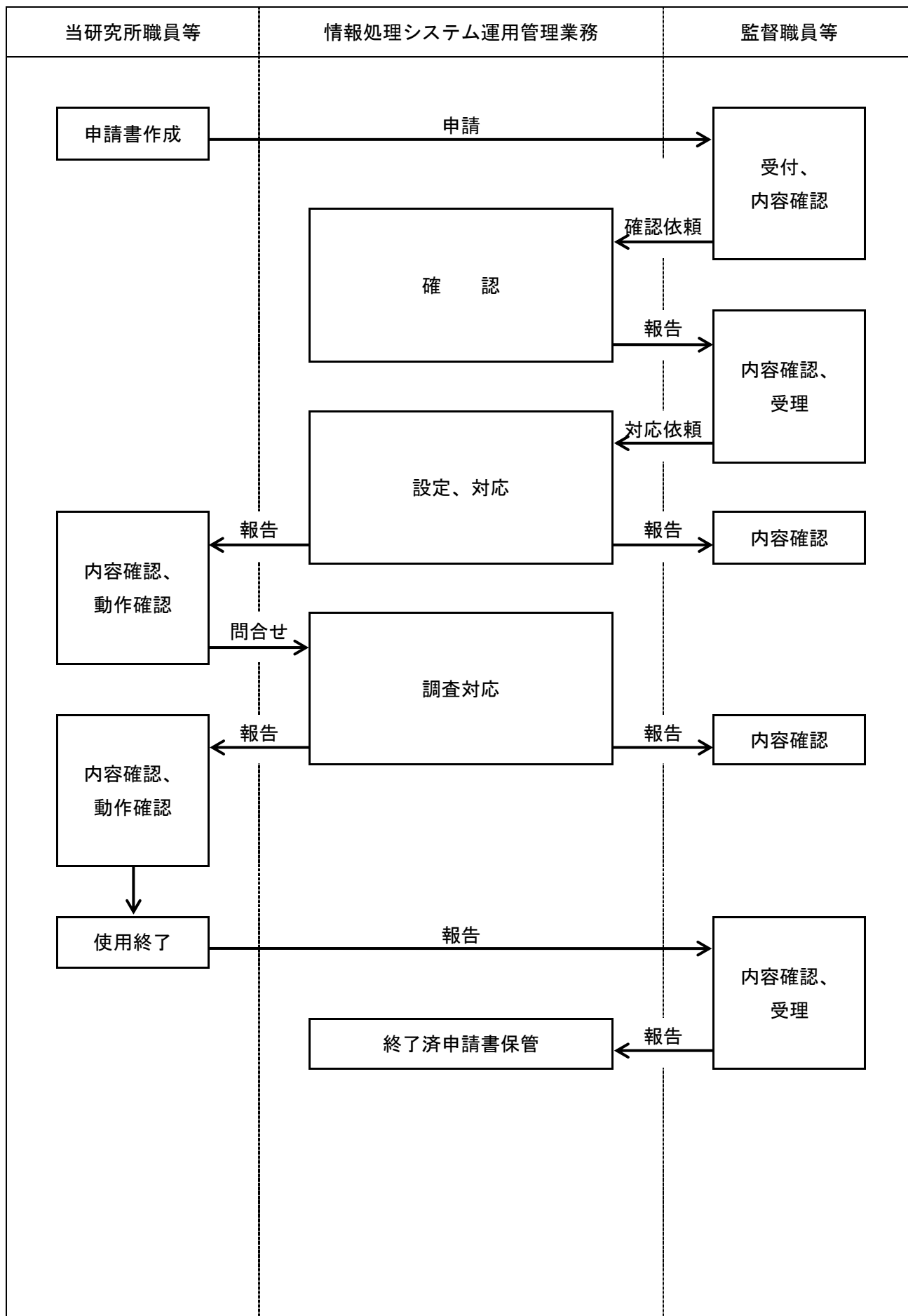


2. ソフトウェア管理

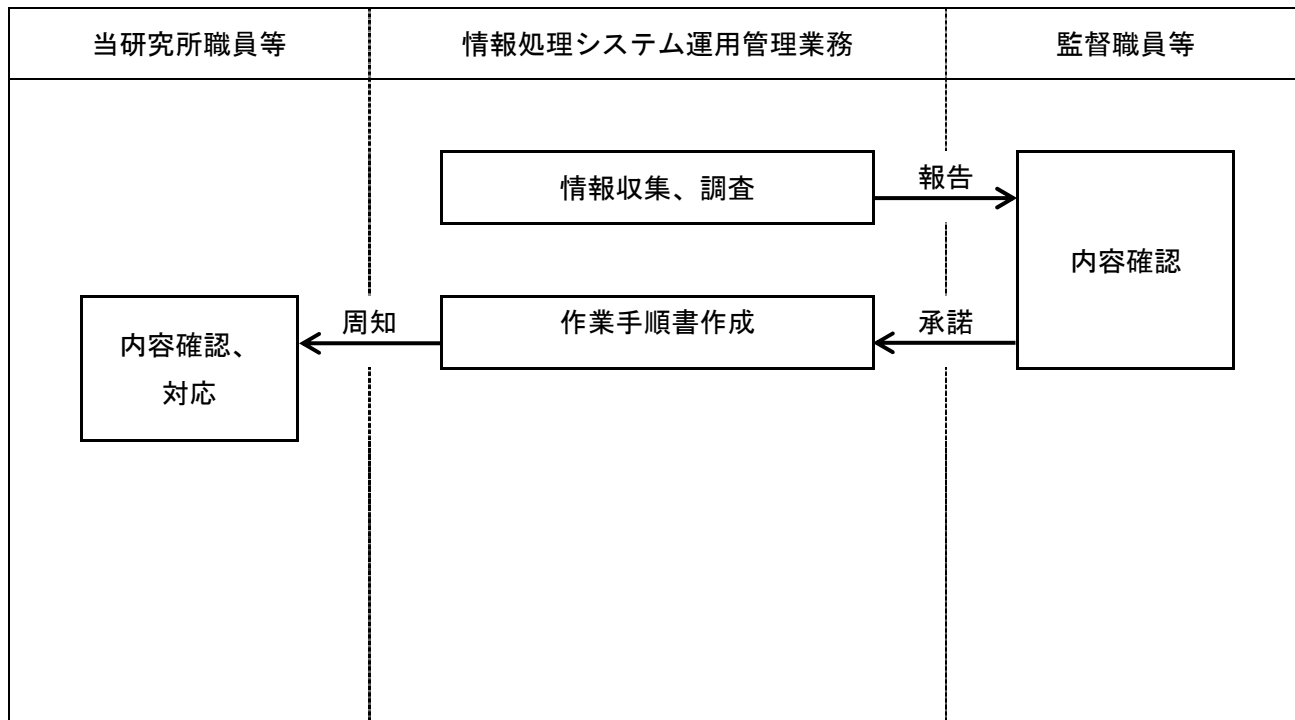
(情報処理システムの運用管理、サーバの監視・管理、共有資源の監視・管理、問い合わせ対応、ホームページの監視及び更新)



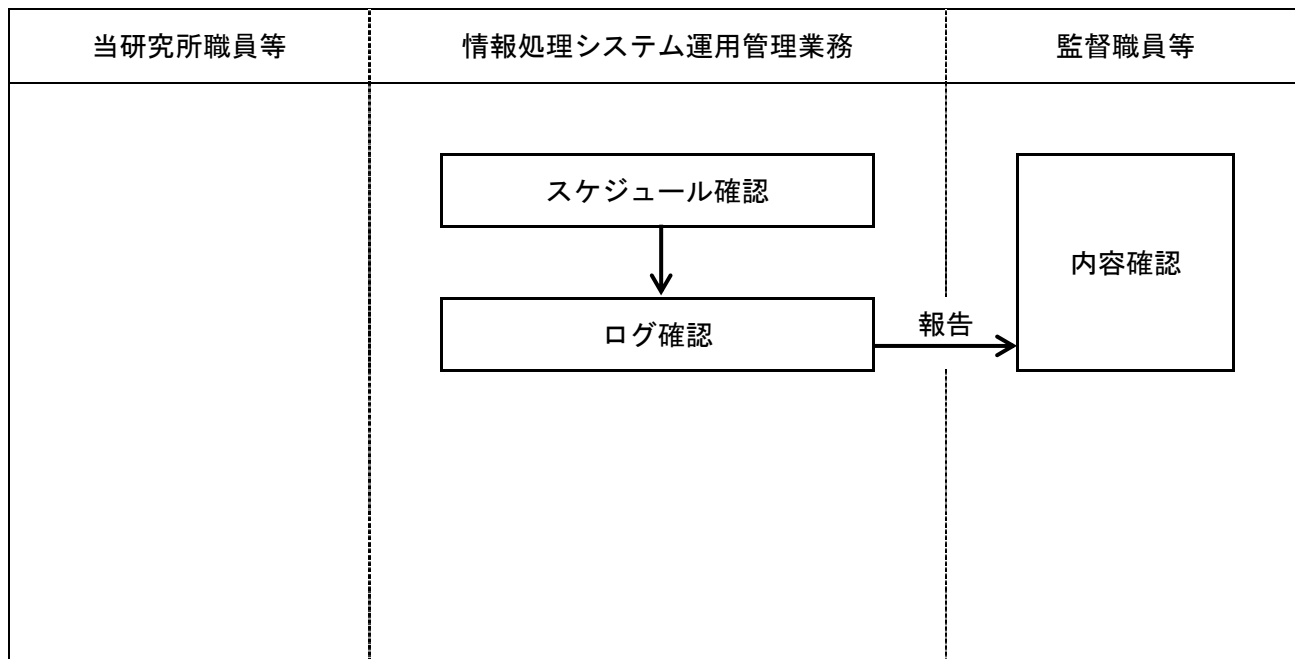
3. ネットワーク管理（ネットワーク運用管理、システム安定稼働に伴う運用支援）



4. セキュリティ管理（ウイルス等の対策、更新プログラムの適用）

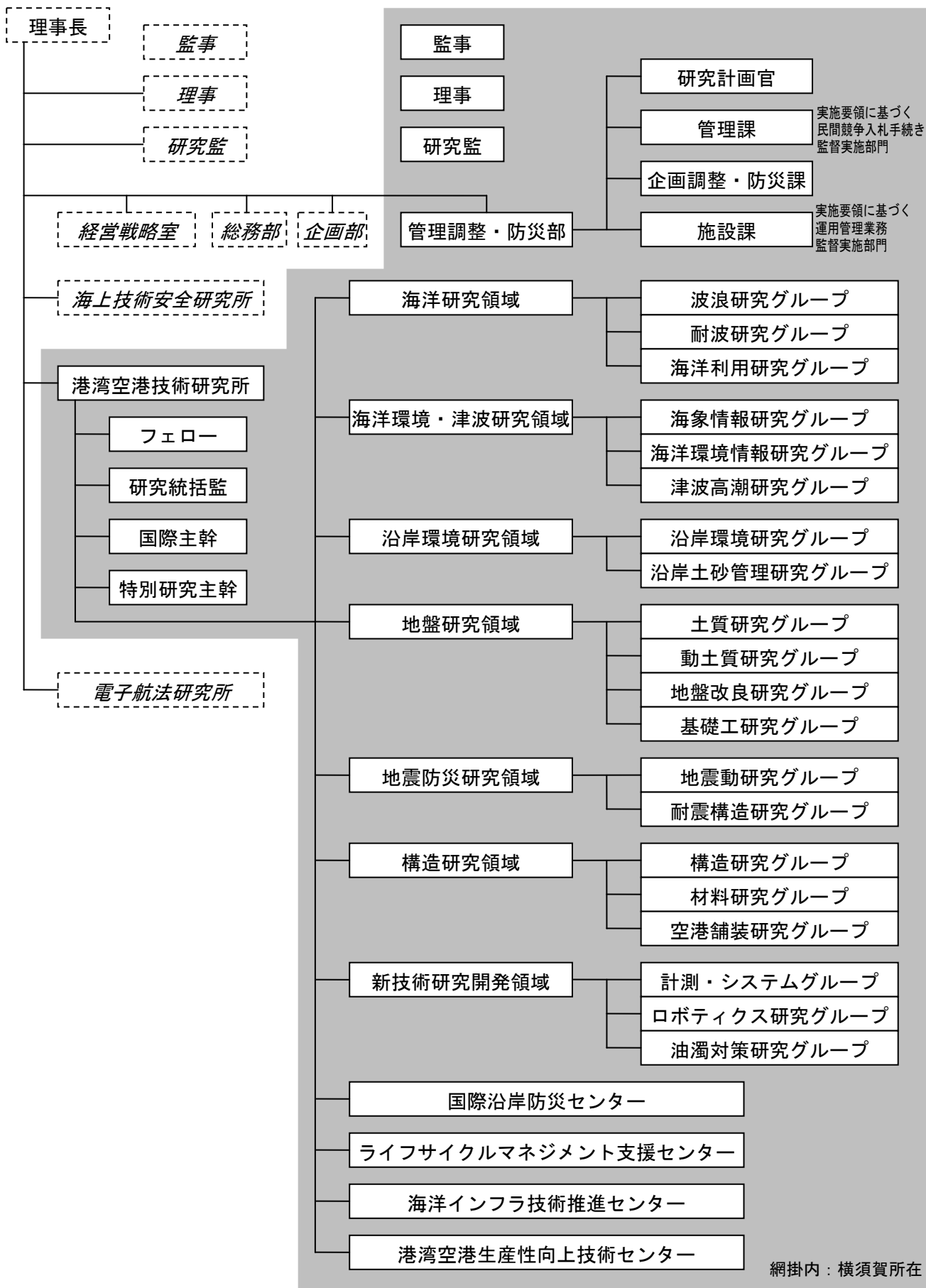


5. バックアップ状況の確認



国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 組織図

(平成29年4月1日現在)



情報処理システム運用管理業務

調達仕様書（案）

平成 2 9 年 月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

目 次

1. 業務概要	…	1
2. 履行場所	…	1
3. 履行期間	…	1
4. 情報処理システムの概要	…	1
5. 業務仕様	…	1
6. 業務従事者の資格等	…	3
7. 検査	…	5
8. その他	…	5

別紙 1 港湾空港技術研究所 情報処理システム構成図

別紙 2 運用管理対象機器一覧

別紙 3 運用管理業務内容

別紙 4 業務報告書様式

別紙 5 機密保持に関する誓約書

1. 業務概要

本業務は、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所（以下「当研究所」という。）の職員等が情報処理システムを円滑に利用するため、当研究所に設置されているサーバ、ネットワーク機器等の運用管理業務を行うものである。

2. 履行場所

神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

3. 履行期間

平成30年4月1日から平成34年3月31日までとする。

なお、履行期間中の土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇は、休日として設定している。

4. 情報処理システムの概要

(1) 情報処理システムの概要

情報処理システムは、利用者が当研究所の業務を遂行するため、クライアントPCを用いて業務資料の収集、作成、共有及び交換を行うものである。

また、遠隔地にある研究施設とは通信回線により接続している。

なお、現行システムの機器は、導入後約4年を経過しており、経年劣化により更新時期を迎えていることから、平成30年4月に別調達によりシステム更改を行う予定である。

(2) 利用者特性

情報処理システムの利用者は、約170名であり、ネットワークに接続しているクライアントPCは約400台である。

利用時間は、当研究所の業務日の通常業務時間を主とするが、通常業務時間以外にも計画停電、定期メンテナンス及び修理等の必要最小限の運用停止を除き、常時利用することを前提とする。

5. 業務仕様

5-1 運用管理業務

(1) 情報処理システムの運用管理

当研究所の情報処理システム（ネットワーク機器及びサーバ等）の運用管理を行うとともに、情報処理システムの運用に関する備品管理を行うものとする。また、情報処理システムに障害が発生した場合は、監督職員に速やかに報告し、適切な対策を講じるものとする。

本業務の対象機器及びOSは、別紙2「運用管理対象機器一覧」のとおりとするが、契約期間中に機器の変更が発生する場合がある。

(2) サーバの監視・管理

OS内に付属する管理ツール、または既定のツールを使用し、下記に示す項目について監視を行うものとする。また、不正アクセス、障害等の発生及び発生が予測される場合は、監督職員に速やかに報告し、適切な対策を講じるものとする。

- ①資源監視（CPU、メモリ、HDD等）
 - ・リソース高負荷警告表示の問題分析及び対策
- ②システムログの監視
 - ・イベントビューア等による監視
- ③データ管理
 - ・メールアドレス管理（登録・更新・削除）
 - ・メールアドレス検索システム用データ更新
 - ・強震観測システム管理（サービス再起動、技術支援）
 - ・ファイアウォール等管理（ポリシー等）

（3）ネットワーク運用管理

ネットワーク接続機器の死活監視及びファイアウォールのトラフィック監視を行うものとする。また、不正アクセス、障害等の発生及び発生が予測される場合は、監督職員に速やかに報告し、適切な対策を講じるものとする。運用管理する機器等は、当研究所が設置した機器までとし、通信事業者等が設置した機器等は含まないものとする。

なお、ネットワークの構成は、別紙1のとおりである。

（4）共有資源の監視・管理

共有サーバ等の共有資源の利用状況を監視するものとする。また監督職員よりユーザ変更の指示を受けた場合は、これにかかる共有資源の変更を速やかに行うものとする。

（5）ウィルス等の対策

ウィルス対策の最新情報を入手し、関係者への通知を行うものとする。また、最新パターンファイルの適用状況、ウィルス感染状況等を常時監視するとともに、既存システムにおいて、スパムメール、スパイウェア等不正プログラムの侵入を防ぐため、適切な対策を講じるものとする。

なお、未知のスパムメール、スパイウェア等については、感染状況等を報告し、ソフトウェアベンダー等と連携を図り、対策を講じるものとする。

（6）更新プログラムの適用

OS、アプリケーション等のセキュリティホールが発覚に伴う更新プログラム（セキュリティパッチ等）が公開された場合は、監督職員へ報告し適用するものとする。

ただし、同プログラムを適用することにより既存の情報処理システムに悪影響を及ぼすことが予測される場合は、適用の可否について協議を行うものとする。また、ソフトウェアベンダーへのサポート費用が発生する場合は別途協議するものとする。

（7）バックアップ状況の監視

サーバ障害時のデータ消失を回避するため、定期的にバックアップ状況の監視を行うものとする。

（8）ホームページの監視及び情報更新

インターネット公開ホームページに対する不正アクセス、ファイルの書き換え等の監視を行うものとする。また、当研究所職員から依頼があった場合は、ホームページの情報更新及び修正後の動作確認を行うものとする。

(9) 機器更新に伴う調整及び支援

端末装置等の機器の更新が発生した場合、対象機器の構成データの修正を行い、導入業者に協力し更新作業が円滑に進むよう各種調整及び支援を行うものとする。

(10) システム安定稼働に伴う運用支援

システムを安定して稼働させるために必要となる作業において、運用管理上必要な支援を行うものとする。

(11) 問い合わせ対応（ヘルプデスク）

当研究所職員からのアプリケーションソフト、サーバ運用等に関する問い合わせに対応するものとする。また、設定支援や必要に応じ手順書の作成及び周知を行うものとする。

一般的に使用されないアプリケーションソフトについて、ソフトウェアベンダーへの問い合わせに費用が発生する場合は別途協議するものとする。

5-2 対応時間

運用管理業務の対応時間は、以下の通りとする。

- (1) 対応時間：午前8時30分～午後5時15分
- (2) 超過勤務時間：平均時間は5時間/人月を標準とする。

5-3 打合せ

管理技術者は次の事項について監督職員と適宜打合せを行い、その結果を相互に確認するものとする。

- (1) 業務の計画
- (2) 業務履行状況の確認
- (3) その他業務の実施上必要となる事項

5-4 作業報告

管理技術者は、本業務の作業報告として、次の項目について監督職員に提出するものとする。

なお、報告様式は、別紙4を参照のこと。

- (1) 作業報告書
- (2) 月次報告資料（作業報告書、定常業務の作業実施結果、問い合わせ一覧）
- (3) 打合せ記録
- (4) その他業務報告（障害対応、更新プログラム対応、その他）

6. 業務従事者の資格等

6-1 運用技術者（常駐）

受注者は、運用管理を行うため運用技術者を1名以上配置し、常時対応するものとする。

(1) 運用技術者の資格

運用技術者は、次に掲げるいずれかの資格、または同等以上の資格を1つ以上保有し、運用技術者として5年以上のWAN・LANの提案、展開・保守の実務経験、実績があること。

①情報処理技術者試験：独立行政法人情報処理推進機構が実施する国家試験

- イ) 基本情報技術者
- ロ) 第二種情報処理技術者（旧試験制度）
- ハ) 初級システムアドミニストレータ（旧試験制度）

(2) 運用技術者の届け出及び変更

受注者は、庁舎管理、機密情報取扱者の特定等の理由から運用技術者の氏名及び住所等、必要事項を書面に記載し、事前に監督職員に届け出るものとする。

また、止むを得ず運用技術者を変更する場合は、業務の遂行に支障が生じないように配慮するものとする。

(3) 運用技術者の明示

運用技術者は、構内業務に従事する際は、名札を見やすい位置に着用すること。

6-2 管理技術者（非常駐）

受注者は、本業務の遂行に先立ち、本業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、発注者に届け出るものとする。

(1) 管理技術者の資格

管理技術者は、ITサービスにおける運用業務の標準資格（ITILFoundation）または同等以上の資格を保有し、さらに次に掲げるいずれかの資格、または同等以上の資格を1つ以上保有するものとする。また、管理技術者は本業務全般を把握したうえで運用技術者を指揮監督するのに必要な能力と経験及びスキルを有し、発注者に対して運用に関する技術的提案をできる者とする。

①情報処理技術者試験：独立行政法人情報処理推進機構が実施する国家試験

- イ) 共通キャリア・スキルフレームワークのレベル3、4に対応する資格（経済産業省）
- ロ) 旧試験制度の資格
 - システムアナリスト
 - システム監査技術者

②その他の資格

- イ) 技術士（情報工学部門）
- ロ) 中小企業診断士（情報処理）
- ハ) PMP（Project Management Professional）
- ニ) ITコーディネータ

(2) 業務実施状況の把握

管理技術者は、業務の実施状況を常に把握し、監督職員が業務内容を把握できるよう連絡を密に行うものとする。

7. 検査

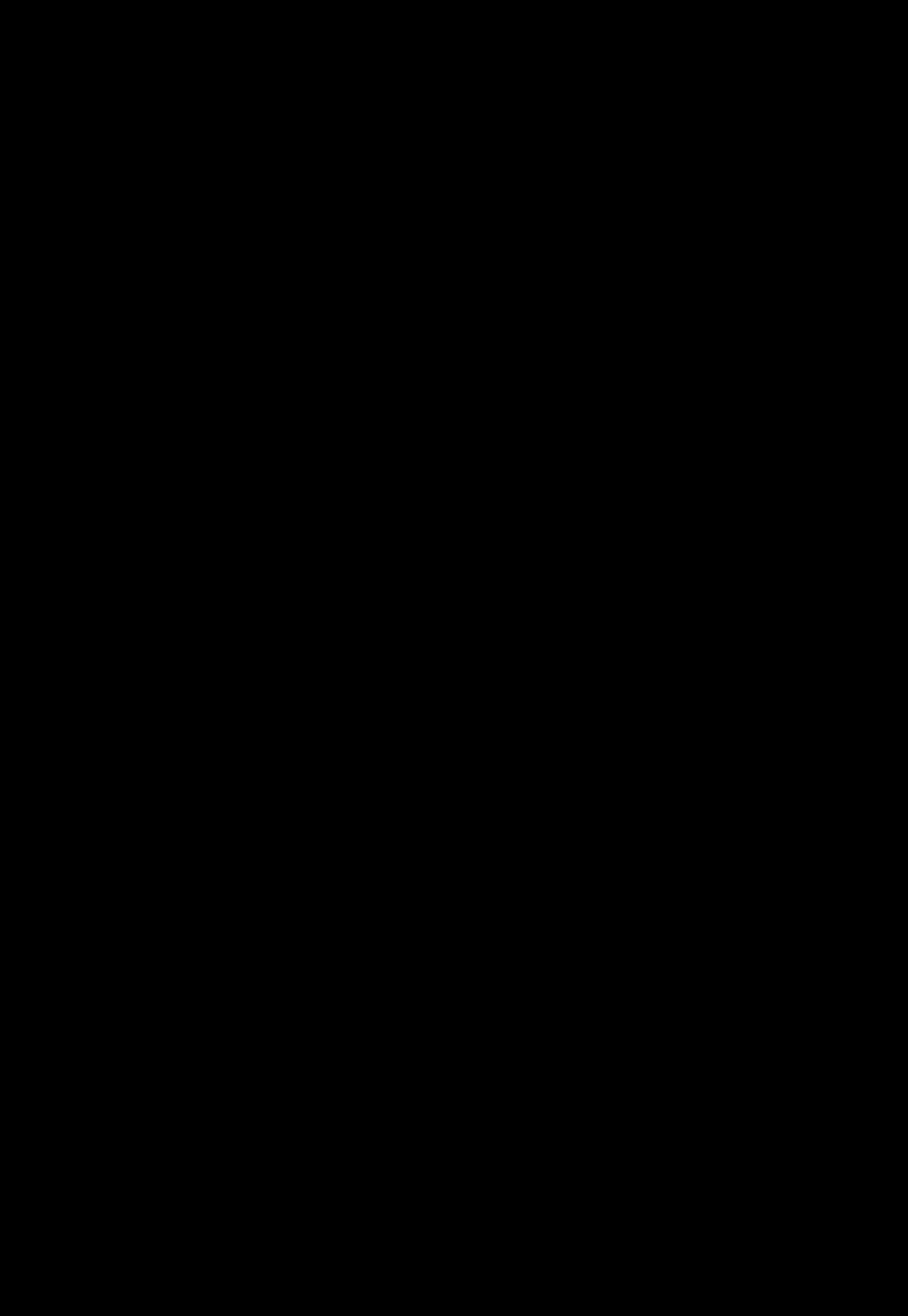
本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

8. その他

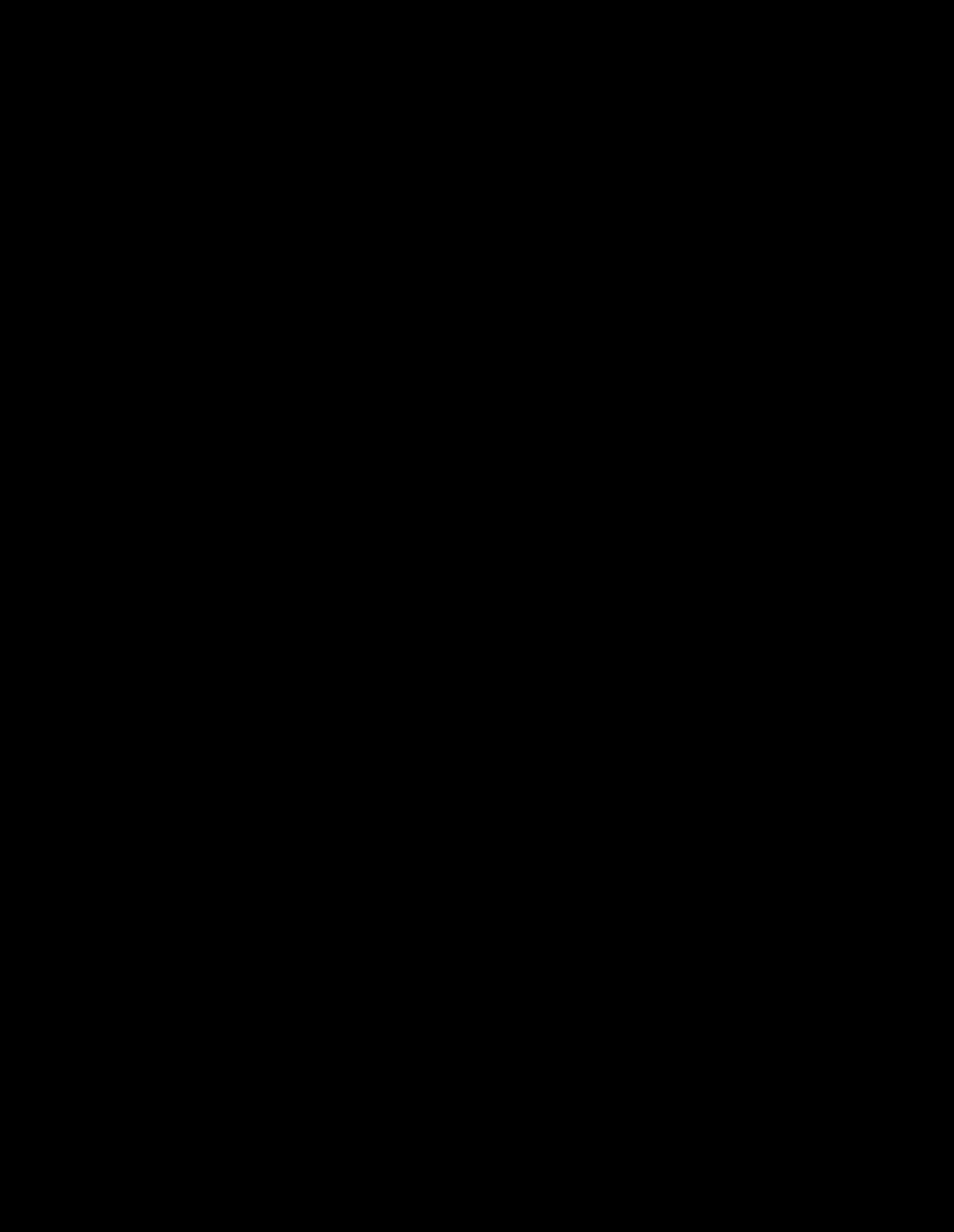
- (1) 管理技術者は、本業務の遂行にあたり、業務の目的及び意図を十分に理解したうえで仕様内容を満足するよう努めるものとする。また、必要によりマニュアル等を整備し、円滑な業務遂行に努めるものとする。
- (2) 受注者は、本業務で知り得た全ての情報を、業務遂行のために知る必要のある自社社員及び発注者以外に開示、漏洩してはならない。なお、機密保持事項については、履行期間はもとより、履行期間終了後においても有効に存続するものとし、自社社員に機密保持を遵守させるものとする。また、受注者は、契約後速やかに別紙5「機密保持に関する誓約書」を当研究所に提出するものとし、機密保持に関して業務従事者に対する全ての責務を負うものとする。
- (3) 受注者は、自社セキュリティポリシーの遵守はもとより、発注者が保有する情報セキュリティポリシーを遵守しなくてはならない。また、発注者が保有する情報セキュリティポリシーに付随する規定等については、その内容を秘密にしなくてはならない。
- (4) 受注者または運用技術者に次の事項に該当する行為があった場合は、契約の解除ができるものとする。
 - ①不正行為（監督職員の了解なしに故意にデータ・プログラム等を改変、複製、減失、き損、漏洩する等）があったとき。
 - ②正当な理由がなく作業が著しく遅延し、または作業に着手しないとき。
 - ③作業状況が著しく誠意を欠くと認められたとき。
- (5) 本仕様書に明記なき事項及び疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、その指示に従うものとする。

以 上

港湾空港技術研究所 情報処理システム構成図



運用管理対象機器一覧



項 目	業 務 内 容	作業実施時期
データ管理	██	随時
	██ ██████████	随時
	██ ██	随時

3. ネットワーク運用管理

項 目	業 務 内 容	作業実施時期
ネットワークの監視	<p>ネットワーク接続機器の死活監視及びファイアウォールのトラフィック監視を行う。監視対象とするネットワーク構成は以下のとおり。</p> <p>① ██</p> <p>② ██</p> <p>③ ██</p> <p>④ ██</p>	随時
ネットワーク機器の管理	ネットワーク関連機器に関わる基本情報を管理する。	随時
ネットワーク機器の障害	██████████████████████████████████████、LANケーブル及び回線などに障害があった場合、速やかに状況確認を行い、監督職員に報告すると共に障害が簡易な場合は復旧を行う。	随時

4. 共有資源の監視・管理

項 目	業 務 内 容	作業実施時期
共有資源の監視・管理	██████████████████████████████████████ 共有資源の利用状況を監視する。また、人事異動等に伴うユーザ変更が生じた場合は、共有資源の変更対応を行う。	随時
アクセス権設定	人事異動等による ██ ██████████████████████████████████████ 設定も合わせて行う。	随時
ユーザ変更に伴うPCの設定変更	人事異動等によるユーザ情報の変更があった場合は、ユーザからの依頼によりPCの設定変更を行う。	随時

5. ウィルス等の対策

項 目	業 務 内 容	作業実施時期
不正プログラムの監視	ウィルス対策ソフト等により、ウィルス、スパムメール、スパイウェア等の不正ソフトの侵入を監視する。	随時
クライアントの監視	最新パターンファイルの適用状況及びウィルス感染状況を常時監視する。さらにパターンファイル更新状況を毎月1回集計し、監督職員に報告する。	随時、報告は毎月

6. 更新プログラムの適用

項 目	業 務 内 容	作業実施時期
更新プログラムの適用	セキュリティに関する情報を収集し、危険度の高い更新プログラムがリリースされた場合は、業務状況を考慮し、速やかに適用を行う。また、端末に関連する場合は、速やかに関係者へ周知し、更新を促す。 ただし、同プログラムを適用することにより情報処理システムに影響を及ぼすことが予測される場合は、適用可否を協議する。	随時
ソフトウェアバージョンアップ	常日頃よりソフトウェアメーカーの情報を収集し、アプリケーションソフトのバージョンアップで緊急度が高い場合は、速やかに関係者へ周知及び更新を促す。	随時
OSの更新プログラムの周知	マイクロソフトの情報を収集し、危険度の高い更新プログラムがリリースされた場合は、速やかに関係者へ周知し、更新を促す。	随時

7. バックアップ状況の監視

項 目	業 務 内 容	作業実施時期
バックアップ状況の監視	各サーバのデータ領域のバックアップ状況の確認を行う。	随時
データの復旧	不測の事態によりデータが消失した場合は、復旧を行う。	データ消失時

8. ホームページの監視及び更新

項 目	業 務 内 容	作業実施時期
インターネット公開ホームページの管理	不正アクセス、ファイルの書き換え等の監視を行う。また依頼に応じてホームページの更新及び修正後の確認を行う。	随時

9. 機器更新に伴う調整及び支援

項 目	業 務 内 容	作業実施時期
機器更新に伴う調整及び支援	端末等の機器更新の場合は、対象機器の構成データの修正を行い、機器導入業者と協力し、更新作業が円滑に進むよう、各種調整及び支援を行う。	随時

10. システム安定稼働に伴う運用支援

項 目	業 務 内 容	作業実施時期
システム安定稼働に伴う運用支援	業務システムの開発等業者及び通信回線等の基盤サービス提供業者が実施する作業において、当該業者と協力し必要な支援を行う。	随時

11. 問い合わせ対応

項 目	業 務 内 容	作業実施時期
問い合わせ対応	ユーザからのアプリケーションソフト、サーバ運用等に関する問い合わせに対応する。	随時
ユーザ操作補助	OS及びアプリケーションソフトの操作方法、機能に関する問い合わせや設定作業、手順書作成の依頼があった場合に対応する。	随時
設定作業	人事異動等により端末のユーザ変更が生じた場合に、以下の設定を行う。 ①メールの送受信、掲示板閲覧、スケジュール利用 ②ネットワーク設定（コンピューター名変更、ユーザ認証に関する設定等） ③ウィルス対策ソフトウェアインストール ④その他（プリンタ設定、アプリケーション初期設定）	随時

業務報告書様式

情報処理システム運用管理業務 作業報告書

平成 年 月

日	業務時間	作業内容	出勤日数	残業時間	摘要
	開始				
	終了				
	開始				
	終了				
	開始				
	終了				
	開始				
	終了				
	開始				
	終了				

定常業務の作業報告

平成 年 月

業務内容		件数	摘要
大分類	中分類		

問い合わせ一覧

平成 年 月

受付日	依頼内容	記事

機密保持に関する誓約書

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

会社名 印
責任者 印

情報処理システム運用管理業務を行うに当たり、下記の事項について機密保持することを誓約いたします。

記

1 機密情報

本契約における機密情報とは、本業務の遂行に当たり、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所（以下「貴研究所」という。）から開示される貴研究所の業務上または技術上の情報のうち、次に示すものに該当する情報、並びに貴研究所との本業務の委託関係及び本契約内容をいう。

- (1) 貴研究所が機密である旨を表明・表示した業務資料、技術資料、その他の業務関係資料で、書類、図面、電子情報等の媒体により開示される情報。
- (2) 貴研究所より口頭で開示された情報で、貴研究所から口頭で機密である旨通知があったもの。
(口頭の通知後、貴研究所から書面にて、特段機密である旨の通知がなされない場合であっても、かかる情報は機密情報から除外されないものとする。)
- (3) その他、本業務以外では、一般には知り得ない貴研究所の情報。

2 機密情報の除外

次に示すものに該当する情報については、機密情報として取り扱わないものとする。

- (1) 貴研究所から開示する際に既に公知であった情報または既に当社が正当に保有していた情報。
- (2) 貴研究所から開示後、当社の責によらず公知となった情報。
- (3) 当社が、正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報。
- (4) 当社が、機密情報を参照することなく独自に開発した情報。
- (5) 貴研究所と当社との別途契約により、本契約の範囲外と指定された情報。

3 機密保持

(1) 本契約の有効期間中、貴研究所の事前の書面による承諾を得ることなく、機密情報に関し、以下の行為を行わないものとする。

- ア 第三者（記 4 に該当する者を除く。）への開示または漏洩。
- イ 改変、複写または複製。
- ウ 本業務以外のための流用。

- (2) (1) の機密保持義務を守るために、善良なる管理者の注意をもって機密情報を管理するとともに、機密情報の漏洩、紛失、改変、複写、複製または流用等を防止するために機密情報の管理責任者を定める。また、前記1 (1) に該当する媒体により、開示された機密情報については、施錠のできる保管庫等に保管し管理する。
- (3) 法令または政府機関若しくは裁判所の命令等により機密情報の開示を義務付けられた場合は、直ちに貴研究所に対してその旨を通知することとし、当該要求の対象の範囲に限って機密情報を開示する。

4 開示者の限定

- (1) 本業務に従事する当社の役職員（前記3 (2) の管理責任者を含む。）及び事前に貴研究所の文書による承諾を得た当社の協力会社（協力会社の外注先も含むものとし、以下同様とする。）の役職員で、本業務に従事する者に対してのみ合理的な範囲内で機密情報の開示を行う。
- (2) 当該協力会社に対して、当社が負う義務と同一の機密保持義務を負わせる。

5 管理体制の報告

- (1) 貴研究所の機密情報を開示した当社並びに協力会社の役職員（以下「開示者」という。）の氏名について、貴研究所の要求があった場合には、貴研究所に対して報告を行う。この場合、当該報告として当社の作業員リスト等で代替できるものとするが、機密情報のうち特に貴研究所が指定した機密情報（以下「特定機密情報」という。）に関しては、当該情報を入手した開示者を個別に報告するものとする。
- (2) 機密情報の管理状況について、貴研究所は随時監視員を派遣して監査を行うことができるものとする。

6 機密情報の返還

本業務が終了した場合、本業務が中止された場合、または貴研究所から要求があった場合には、機密情報、その改変物並びに複製物の全てを直ちに貴研究所に対して返還し、または確実に焼却するものとする。

7 救済措置

機密情報について、前記3に違反する事態が生じた場合、または生じる恐れが発生した場合には、貴研究所に直ちにその旨を報告するものとし、それが当社の役職員、協力会社または協力会社の役職員が義務を履行しなかった結果生じた場合には、その拡散を防止するために適切な処置を講ずるものとする。また、貴研究所から要請があった場合には、貴研究所が要請する必要な防止処置の実施について、貴研究所に協力する。

提出年月日 平成 年 月 日
担当者所属
担当者氏名 印
連絡先

履 行 証 明 書 項 目 一 覧

会社名 _____

所在地 _____

担当者 _____

電 話 _____

F A X _____

履行証明書項目

評価項目	要 求 要 件	資料 番号	評価基準	回 答	No.	
1	「4. 情報処理システムの概要」の理解について明確に示すこと					
	(1)	当研究所のシステム概要について、理解していることの記載		左記要求要件等 が実施できると ことであること	適当・不適當	1
2	「5-1 業務仕様」を満たすことの根拠を示して、具体的かつ簡明に記載すること					
	(1)	運用管理業務（評価項目9以降参照。）			—	
3	「5-2 対応時間」を満たすことの根拠を示して、具体的かつ簡明に記載すること					
	(1)	運用管理業務の対応時間は、原則として、土、日、祝祭日、年末年始を除き、午前8時30分から午後5時15分とするものの記載		左記要求要件等 が実施できると ことであること	適当・不適當	2
4	「5-3 打合せ」を満たすことの根拠を示して、具体的かつ簡明に記載すること					
	(1)	業務の計画について打合せを行うものの記載		左記要求要件等 が実施できると ことであること	適当・不適當	3
	(2)	業務の履行に伴い、定例的打合せを行うものの記載		左記要求要件等 が実施できると ことであること	適当・不適當	4
	(3)	業務履行上必要となる打合せ実施の記載		左記要求要件等 が実施できると ことであること	適当・不適當	5
5	「5-4 作業報告」を満たすことの根拠を示して、具体的かつ簡明に記載すること					
	(1)	作業内容の報告を毎月とりまとめ提出することの記載		左記要求要件等 が実施できると ことであること	適当・不適當	6
	(2)	問い合わせ内容等の報告を毎月とりまとめ提出することの記載		左記要求要件等 が実施できると ことであること	適当・不適當	7
	(3)	その他必要な報告を提出することの記載		左記要求要件等 が実施できると ことであること	適当・不適當	8

評価項目	要 求 要 件	資料 番号	評価基準	回 答	No.	
6	「6. 業務従事者の資格等」を満たすことの根拠を示して、具体的かつ簡明に記載すること					
	(1)	運用技術者				
	ア	運用技術者の配置及び人数について記載		左記要求要件が実施できるとは同等であること	適当・不適當	9
	イ	運用技術者に必要な資格を満たすこと の記載		左記要求要件が実施できるとは同等であること	適当・不適當	10
	ウ	運用技術者の届出についての記載、及び 変更が生じた場合の届出の必要につ いての記載		左記要求要件が実施できるとは同等であること	適当・不適當	11
	エ	運用技術者が従事する際の名札の着用 についての記載		左記要求要件が実施できるとは同等であること	適当・不適當	12
	(2)	管理技術者				
	ア	管理技術者の配置及び業務遂行上の位 置づけについての記載		左記要求要件が実施できるとは同等であること	適当・不適當	13
	イ	管理技術者に必要な資格を満たすこと の記載		左記要求要件が実施できるとは同等であること	適当・不適當	14
	ウ	管理技術者の届出についての記載、及び 変更が生じた場合の届出の必要につ いての記載		左記要求要件が実施できるとは同等であること	適当・不適當	15
7	「7. 検査」を満たすことの根拠等を示して、具体的かつ簡明に記載すること。					
	(1)	契約履行に関して、当研究所の検査を受ける ことの記載		左記要求要件が実施できるとは同等であること	適当・不適當	16
8	「8. その他」を満たすことを、根拠等を示して具体的かつ簡明に記載すること。					
	(1)	業務履行に関して				
	ア	本業務履行に当たっては、業務の目的等 を理解した上で遂行することの記載		左記要求要件が実施できるとは同等であること	適当・不適當	17
イ	本業務履行に当たって、必要によりマニ ュアル等を整備することの記載		左記要求要件が実施できるとは同等であること	適当・不適當	18	

評価項目	要 求 要 件	資料 番号	評価基準	回 答	No.	
8	(2) 機密保持の遵守					
	ア 業務履行に際し知り得た情報を、第三者に漏洩しないことの記載		左記要件が実施と同等であること	適当・不適當	19	
	イ 履行期間終了後も機密保持を遵守することの記載		左記要件が実施と同等であること	適当・不適當	20	
	(3) セキュリティポリシーの遵守					
	ア 受注者及び発注者の持つセキュリティポリシーを遵守することの記載		左記要件が実施と同等であること	適当・不適當	21	
	イ 発注者のセキュリティポリシー内容を、第三者に漏洩しないことの記載		左記要件が実施と同等であること	適当・不適當	22	
	(4) 受注者の不正行為等があった場合に契約解除を受けることの記載		左記要件が実施と同等であること	適当・不適當	23	
	(5) 仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合の協議について記載		左記要件が実施と同等であること	適当・不適當	24	
	9	情報処理システムの運用管理				
		(1) 管理対象機器の運用				
ア 管理対象機器の作動確認			左記要件が実施と同等であること	適当・不適當	25	
(2) 管理対象ソフトウェア						
ア サーバ及び端末OSの作動確認			左記要件が実施と同等であること	適当・不適當	26	
イ 標準アプリケーションソフトの作動確認			左記要件が実施と同等であること	適当・不適當	27	
ウ ウィルス対策ソフトの作動確認			左記要件が実施と同等であること	適当・不適當	28	

評価項目	要 求 要 件	資料 番号	評価基準	回 答	No.
9	(3) 障害対応				
	ア 障害の分析と報告		左記要件等 が実施でき ること であること	適当・不相当	29
	イ 障害復旧措置		左記要件等 が実施でき ること であること	適当・不相当	30
10	サーバの監視・管理				
	(1) 資源監視				
	ア CPU負荷、メモリ使用率、HDD容量の監視		左記要件等 が実施でき ること であること	適当・不相当	31
	イ 異常時の対応と報告		左記要件等 が実施でき ること であること	適当・不相当	32
	(2) システムログの監視				
	ア システムログの監視		左記要件等 が実施でき ること であること	適当・不相当	33
	イ エラー発生時の内容調査と対応		左記要件等 が実施でき ること であること	適当・不相当	34
	(3) データ管理				
	ア メールアカウントの管理		左記要件等 が実施でき ること であること	適当・不相当	35
	イ メールボックス容量の管理		左記要件等 が実施でき ること であること	適当・不相当	36
	ウ メールアドレス管理及びデータの更新		左記要件等 が実施でき ること であること	適当・不相当	37
	エ ファイアウォール、スパムメール対策装置、不正接続防止装置のポリシー管理		左記要件等 が実施でき ること であること	適当・不相当	38

評価項目	要 求 要 件	資料 番号	評価基準	回 答	No.	
11	ネットワーク運用管理					
	(1)	ネットワークの監視				
	ア	構内ネットワーク接続機器の死活監視		左記要求要件 が実施でき ることである こと	相当・不相当	39
	イ	波崎海洋研究施設間ネットワーク接続 機器の死活監視		左記要求要件 が実施でき ることである こと	相当・不相当	40
	ウ	外部接続回線の死活監視及びファイア ウォールのトラフィック監視		左記要求要件 が実施でき ることである こと	相当・不相当	41
	(2)	ネットワーク接続機器の基本情報の管理		左記要求要件 が実施でき ることである こと	相当・不相当	42
(3)	ネットワーク機器の障害対応と報告		左記要求要件 が実施でき ることである こと	相当・不相当	43	
12	共有資源の監視・管理					
	(1)	共有資源の監視		左記要求要件 が実施でき ることである こと	相当・不相当	44
	(2)	ユーザー変更時のアクセス権の設定		左記要求要件 が実施でき ることである こと	相当・不相当	45
(3)	ユーザー変更時のPC設定変更		左記要求要件 が実施でき ることである こと	相当・不相当	46	
13	ウィルス等の対策					
	(1)	不正プログラム監視				
	ア	不正ソフトウェアの侵入を監視		左記要求要件 が実施でき ることである こと	相当・不相当	47
イ	不正ソフトウェア発見時の対応と報告		左記要求要件 が実施でき ることである こと	相当・不相当	48	

評価項目	要 求 要 件	資料 番号	評価基準	回 答	No.		
13	(2) クライアントの監視						
	ア パターンファイルの適用状況及びウィルス感染状況を監視		左記実施と 左記実施と 左記実施と 左記実施と	要求は 要求は 要求は 要求は	要件等 要件等 要件等 要件等	適当・不 適当	49
	イ ウィルス感染時の対応と報告		左記実施と 左記実施と 左記実施と 左記実施と	要求は 要求は 要求は 要求は	要件等 要件等 要件等 要件等	適当・不 適当	50
	ウ パターンファイル適用状況の報告		左記実施と 左記実施と 左記実施と 左記実施と	要求は 要求は 要求は 要求は	要件等 要件等 要件等 要件等	適当・不 適当	51
14	更新プログラムの適用						
	(1) 更新プログラムの適用						
	ア セキュリティに関する情報の収集		左記実施と 左記実施と 左記実施と 左記実施と	要求は 要求は 要求は 要求は	要件等 要件等 要件等 要件等	適当・不 適当	52
	イ 更新プログラムの適用		左記実施と 左記実施と 左記実施と 左記実施と	要求は 要求は 要求は 要求は	要件等 要件等 要件等 要件等	適当・不 適当	53
	(2) ソフトウェアのバージョンアップ						
	ア ソフトウェアバージョンアップ情報の収集		左記実施と 左記実施と 左記実施と 左記実施と	要求は 要求は 要求は 要求は	要件等 要件等 要件等 要件等	適当・不 適当	54
	イ ソフトウェアのバージョンアップ		左記実施と 左記実施と 左記実施と 左記実施と	要求は 要求は 要求は 要求は	要件等 要件等 要件等 要件等	適当・不 適当	55
	(3) OSの更新プログラムの周知						
	ア OSの更新プログラム情報の収集		左記実施と 左記実施と 左記実施と 左記実施と	要求は 要求は 要求は 要求は	要件等 要件等 要件等 要件等	適当・不 適当	56
	イ OSの更新プログラムの関係者周知		左記実施と 左記実施と 左記実施と 左記実施と	要求は 要求は 要求は 要求は	要件等 要件等 要件等 要件等	適当・不 適当	57

評価項目	要 求 要 件	資料 番号	評価基準	回 答	No.	
15	バックアップ状況の監視					
	(1)	各サーバデータのバックアップ状況の監視		左記要件を が実施でき こと又は同 であること 等	適当・不 適当	58
	(2)	データ消失時の復旧		左記要件を が実施でき こと又は同 であること 等	適当・不 適当	59
16	ホームページの監視及び更新					
	(1)	ホームページの監視				
	ア	当研究所ホームページへの不正アクセス、書き換え等の監視		左記要件を が実施でき こと又は同 であること 等	適当・不 適当	60
	イ	当研究所ホームページへの不正アクセス、書き換え等があった場合に対応及び報告		左記要件を が実施でき こと又は同 であること 等	適当・不 適当	61
	(2)	ホームページの更新依頼があった場合に更新を行う		左記要件を が実施でき こと又は同 であること 等	適当・不 適当	62
17	機器更新に伴う調整及び支援					
	(1)	機器追加又は更新がある場合に各種調整及び支援を行う		左記要件を が実施でき こと又は同 であること 等	適当・不 適当	63
18	システム安定稼働に伴う運用支援					
	(1)	関係業者が実施する作業において、当該業者と協力し必要な支援を行う		左記要件を が実施でき こと又は同 であること 等	適当・不 適当	64
19	問い合わせ対応					
	(1)	ユーザーからの問い合わせ対応		左記要件を が実施でき こと又は同 であること 等	適当・不 適当	65

評価項目	要 求 要 件	資料 番号	評価基準	回 答	No.	
19	(2)	ユーザー操作補助				
	ア	アプリケーションソフト等の機能、操作に関する設定依頼に対応		左記要件が実施できること 要件は同等	適当・不相当	66
	イ	アプリケーションソフト等の機能、操作に関する手順書等作成依頼に対応		左記要件が実施できること 要件は同等	適当・不相当	67
	(3)	設定作業				
	ア	異動等によりユーザーに変更が生じた場合にメール等の設定を行う		左記要件が実施できること 要件は同等	適当・不相当	68
	イ	ユーザーからの依頼によりネットワーク、ウィルスソフト等のインストール、その他各種設定を行う		左記要件が実施できること 要件は同等	適当・不相当	69

機能審査結果

審査担当者	印
提案業者	
審査完了日	
審査結果	合格 ・ 不合格
不適當・不対応項目数	個

○国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則

〔平成28年4月1日〕
〔研究所細則第5号〕

目次

- 第1章 通則（第1条～第29条）
- 第2章 競争参加資格（第30条・第31条）
- 第3章 競争契約（第32条～第52条）
- 第4章 随意契約（第53条～第56条）
- 第5章 契約の履行（第57条～第62条）
- 第6章 代価の支払及び納入（第63条～第67条）
- 第7章 雑則（第68条）
- 附則

第1章 通則

（目的）

第1条 この細則は、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所（以下「研究所」という。）における製造、購入、工事、請負及び賃貸借その他の契約に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、もって、契約事務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（適用）

第2条 研究所が締結する契約事務の取扱いについては、別に定めるところによるほか、この細則の定めるところによる。

（契約の担当）

第3条 契約の締結は、契約担当役がこれを担当する。

（契約の方法）

第4条 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所会計規程（平成28年研究所規程第17号。以下「会計規程」という。）第43条の規定により、契約の方法は、一般競争、指名競争及び随意契約とする。

（契約審査委員会）

第5条 契約担当役は、契約締結事務に関する事項を審査するため、研究所に契約審査委員会を置くことができる。

2 契約審査委員会は、契約担当役から意見を求められたときは、必要な審査をし、書面によって意見を表示しなければならない。

3 第1項及び第2項の委員会の構成その他必要な事項については、別に定める。

（建設コンサルタント等選定委員会）

第6条 設計・コンサルタント業務にかかるプロポーザル方式又は公募型競争入札方式を行う場合の技術審査基準（選定基準・評価基準）等に関する検討を行うため研究所に建設コンサルタント等選定委員会を置くことができる。

2 第1項の委員会の構成その他必要な事項については、別に定める。

(予定価格の設定)

第7条 会計規程第44条の規定により予定価格の設定をするときは、競争入札に付する事項に関する仕様書、設計書等によって当該価格の総額について、定めなければならない。ただし、一定期間継続する製造、修理、加工、売買、供給、使用、賃貸借及び役務等に関する契約を行う場合については、単価について予定価格を定めることができる。

2 予定価格は契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

3 第1項の規定により予定価格を設定したときは、予定価格調書に必要な事項を記載しなければならない。

4 契約担当役は、別に定める基準に基づき、工事又は製造その他についての請負契約について、調査基準価格を設定するものとする。

(予定価格調書設定の省略)

第8条 会計規程第44条ただし書きの規定により予定価格調書の設定を省略することができるものは、次の各号に掲げるものとし、予定価格調書の作成を省略できるものとする。

(1) 予定金額が100万円未満のもの。

(2) 回数券等、公共料金及びこれらに類するものをそのまま予定金額とするもの。

(3) 図書、定期刊行物等のうち市場価格をそのまま予定金額とするもの。

(4) その他特別の事由があることにより、特定の取引価格(料金)によらなければ契約することが不可能又は著しく困難なとき。

2 前項の規定により予定価格調書の設定を省略する場合には、当該契約に係する文書に価格に関する必要事項を記載しなければならない。

(契約書の作成)

第9条 会計規程第45条に規定する契約書(以下「契約書」という。)には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項についてはこの限りでない。

(1) 件名又は品名

(2) 契約年月日

(3) 数量、単位及び単価

(4) 契約金額及び支払条件

(5) 履行期限又は期間

(6) 受渡場所又は履行場所

(7) 契約保証金

(8) 履行の監督及び検査

(9) 違約金

(10) 延滞金

(11) 契約の解除

(12) 危険負担

(13) 契約内容の変更又は履行の中止の場合の損害負担

- (14) 瑕疵担保責任
- (15) 紛争の解決方法
- (16) 相殺
- (17) その他必要な事項

2 物件の貸し付けにかかる契約のときは、当該物件を使用する権利の譲渡及び転貸しに関する事項を記載することとする。

3 第1項の規定に関わらず工事にかかる契約は中央建設業審議会の決定した公共工事標準請負契約約款に準拠し定めるものとする。

(契約書作成の省略)

第10条 会計規程第45条ただし書きの規定により契約書の作成を省略することができる契約は、契約金額が150万円を超えない契約及び契約の性質上契約書の作成を要しないと認められる契約とする。

(請書)

第11条 契約金額が100万円を超え150万円以下の契約については、契約の相手方から請書を提出させなければならない。ただし、契約の性質上請書の提出を要しないと認められるものについては、これを省略することができる。

(契約保証金)

第12条 会計規程第46条に規定する契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さないものとする。

(契約保証金の免除)

第13条 会計規程第46条ただし書きに規定する契約保証金を免除することができるのは、次に掲げる場合とする。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に研究所を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- (2) 国の競争参加資格を有するものと契約する場合において、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事保証契約を結んだとき。

2 前項第1号により契約保証金を免除する場合は、その保険証券を提出させるものとする。

(契約保証金の帰属)

第14条 契約保証金は、請負者がその契約上の義務を履行しないときは研究所に帰属するものとし、その旨を競争契約入札者心得に定めておかななければならない。ただし、損害の賠償又は違約金について、契約書で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

(契約保証金の返還)

第15条 契約保証金は、契約の履行が完了したとき又は研究所の都合により契約の全部を解除したときは、請負者に返還しなければならない。

(契約保証金に代わる担保及び価値)

第16条 契約保証金の納付に代えて提供させることのできる担保及びその価値は、次に掲げるものとする。

- (1) 国債、地方債及び政府の保証のある債券 額面金額
- (2) 銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額
- (3) 銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関の保証 その保証する金額

2 前項第2号の定期預金債権を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債権に質権を設定させ当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。

3 第1項第3号の銀行又は確実と認める金融機関の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を有する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした銀行又は確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。

(担保の処理)

第17条 契約保証金に代わる担保として提供された有価証券、定期預金証書又は保証書が契約上の履行期限前に呈示期間若しくは満期日又は保証期間を経過することとなるときは、当該小切手若しくは有価証券、定期預金証書又は保証書に代わる契約保証金の納付若しくはこれに代わる担保の提供を求めなければならない。

(前払金の保証)

第18条 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所会計規程実施細則（平成28年研究所細則第3号。以下「実施細則」という。）第26条の規定による前金払をする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ相手方に「公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）」第2条第4項に規定する保証事業会社より同条第2項の前払金の保証を受けさせるものとする。

(監督)

第19条 契約担当役は、会計規程第47条に規定する工事又は製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督は、補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

2 監督職員は、契約担当役の要求に基づき、又は随時に、監督の実施について、契約担当役に報告しなければならない。

(検査)

第20条 契約担当役は、会計規程第47条に規定する工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査は、補助者に命じて、行うものとする。

2 検査職員は、前項の検査を行う必要が生じたときは、契約書、仕様書及び図面その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る契約の相手方及び監督職員の立会いを求めて、検査を行わなければならない。

3 契約の相手方から給付の完了した旨の届出があったときは、その届出を受けた日から、工事契約については、14日以内に、その他の契約については、10日以内に検査を完

了させなければならない。ただし、契約の性質上当該期間に検査することが著しく困難なものについては、特別の期間を約定することができる。

(職員以外の者に監督又は検査を行わせる場合)

第21条 契約担当役は、特に専門的な知識又は技能を必要とする等の理由により職員が監督又は検査を行うことが困難な場合には、職員以外の者に監督又は検査を行わせることができる。

(検査調書の作成等)

第22条 検査職員は、検査を完了したときは、検査調書を作成し、契約担当役に提出しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、関係書類に検査合格確認印を押印して検査調書の作成に代えることができる。

(1) 継続的供給契約に基づく履行について検査確認したとき。

(2) 契約金額が、200万円未満の契約の履行について検査確認したとき。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第23条 検査職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務と兼ねることができない。

(契約の履行遅滞等)

第24条 契約の相手方の責に帰すべき理由により契約の相手方が履行期限内に契約を履行しなかった場合において、研究所の業務運営上著しく支障を及ぼさないと認められるときは、契約を解除しないで相当の期間を限りこれを履行遅滞とすることができる。

2 天災地変その他不可抗力又は契約の相手方の責に帰することのできない理由により、契約の相手方が履行期限内に契約の履行ができない場合においては、履行遅滞としないで相当の期間を限り期限を延長することができる。

(延滞金)

第25条 前条第1項の規定により履行遅滞とした場合においては、履行期限到来の日の翌日から履行の行われる日までの日数に応じ、契約金額又は既に契約を履行した部分のある場合は、当該部分に対する契約金額相当額を控除した金額に年5パーセントの割合で計算した金額を、遅滞金として契約の相手方から徴収するものとする。

(契約の解除)

第26条 次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 契約の相手方が正当な理由によらないで契約の全部を履行しないとき、又は契約の履行期限までに完了する見込みがないとき。

(2) 契約の履行の監督及び検査に際して契約の相手方又はその代理人が、監督職員又は検査職員の指示に従わないとき、若しくは、その職務執行を妨げたとき、又は不正な行為があったとき。

(3) 契約の相手方が正当な理由により契約の解除を申し出たとき。

(4) 契約の相手方が失踪し、又は死亡したとき。

(5) 契約の相手方が破産の宣告を受けたとき。

(6) 前各号に掲げるときのほか、契約の相手方が契約条件に違反したことにより契約の目的を達することができないと認められるとき。

(7) 研究所の都合により契約担当役が契約の全部又は一部を解除する必要があると認めるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、遅滞なく相手方に通知しなければならない。
(違約金)

第27条 前条第1号、第2号及び第6号の規定に基づき契約を解除したときは、契約の相手方から当該契約金額の100分の10以上の金額を、違約金として徴収しなければならない。

2 前項の場合において、契約保証金を研究所に帰属させるときは、契約の相手方から違約金を徴収しないものとする。
(契約の変更等)

第28条 契約担当役は、必要があるときは、契約の内容を変更し、又は契約の履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約内容を変更し、又は契約の履行を一時中止させた場合であって、約定した金額又は履行期限によることが不相当となったときは、当該金額又は期限を変更することができる。

3 契約変更の手続は、その必要が生じた都度遅滞なく行うものとする。ただし、変更内容が軽微な場合には、監督職員が契約依頼者の了承を得て請負者に書面により変更内容を指示し、契約変更の手続を工期の末又は部分払等の支払請求時期までに行うことで同意を得て実施させることができるものとする。

4 監督職員は、前項ただし書きの規定に基づき変更の指示をした場合は、速やかにその指示内容を書面をもって契約担当役に報告しなければならない。

5 現に履行中の契約に、当該契約金額の30%以上の金額になることが見込まれる追加発注の必要が生じた場合は、現に履行中の契約と分離して履行することが著しく不経済又は困難なものを除き、原則として別途契約するものとする。
(損害賠償)

第29条 第26条第1項第1号から第6号までの規定に基づき契約を解除した場合において、契約の相手方の責に帰すべき理由により当該契約に関し研究所が損害を受けたときは、その損害の賠償を、契約の相手方に請求しなければならない。

2 第26条第1項第7号の規定に基づき契約を解除したこと又は前条第2項の規定に基づき契約の変更等により契約の相手方に損害を与えたときは、相当と認める額を賠償することができる。

第2章 競争参加資格

(競争参加資格等)

第30条 競争に参加する者の資格は、国における競争参加者の資格を有する者とする。

2 契約担当役は、前項に規定する資格のほか、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、さらに当該競争に参加する者につき必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

(競争参加者の制限)

第31条 契約担当役は、特別の事由のあるもののほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者を競争に参加させることができない。

2 契約担当役は、競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

(2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

(5) 正当な理由なくして契約を履行しなかったとき

(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき

(7) 前各号の規定により競争に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他使用人として使用したとき

3 契約担当役は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

4 契約担当役は、経営状態が著しく不健全である等により、競争に参加させないことが適当と認められる者を競争に参加させないことができる。

5 契約担当役は、競争入札に国の競争参加資格をもって参加する者のうち、国により指名停止措置を受けている者を参加させないことができる。

第3章 競争契約

(入札公告)

第32条 競争に付そうとするときは、次の各号に掲げる事項を官報掲載、掲示、その他の方法により入札期日の10日前までに公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては5日前までに短縮することができる。

(1) 入札に付する事項

(2) 競争参加者に必要な資格を定めた場合には、その資格に関する事項

(3) 契約条項を示す場所及び日時

(4) 競争執行の場所及び日時

(5) 入札保証金に関する事項

(6) その他必要と認める事項

(入札の説明)

第33条 入札に付そうとする事項について必要に応じて競争に参加しようとする者に対し、指定した場所及び日時において、仕様説明又は現場説明（以下「仕様説明等」と

いう。)を行うことができることとする。

- 2 第1項に規定する仕様説明等を行った場合において、当該説明を受けなかった者があるときは、その者を入札に参加させないことができる。

(入札保証金の納付の免除)

第34条 次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 競争に参加する者(以下「入札者」という。)が保険会社との間に研究所を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。

(2) 国の競争参加資格を有する者による競争に付する場合において、その必要がないと認められるとき。

- 2 前項第1号により入札保証金を免除する場合は、その保険証券を提出させるものとする。

(契約保証金に関する規定の準用)

第35条 第16条及び第17条の規定は、入札保証金について準用する。この場合において、第17条中「契約上の履行期限前」とあるのは「契約締結前」と読み替えるものとする。

(入札保証金の処理)

第36条 入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む、以下この条において同じ。)は、落札者が決定した後に納付者に返還しなければならない。ただし、落札者の納付に係るものは、契約締結後返還するものとする。

- 2 落札者の納付に係る入札保証金は、前項の規定にかかわらず、その者の申し出により、これを契約保証金の一部に充てることができる。

- 3 落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約を結ばないときは、研究所に帰属させるものとし、この旨を入札者心得等をもってあらかじめ措置しておかなければならない。

(予定価格調書の取扱い)

第37条 契約担当役は、第7条第3項の規定により作成した予定価格調書に記名捺印のうえ封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(入札書の引換えの禁止)

第38条 契約担当役は、入札者がいったん入札箱に投入した入札書を引換え、変更又は取り消しをさせてはならない。

(不正入札者の排除)

第39条 契約担当役は、入札者のうち第31条第2項第2号に掲げる行為をしたと認められる者があるときは、その者を当該入札から排除するものとする。

(開札)

第40条 入札公告に示した競争執行の日時及び場所において直ちに、入札者を立会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立会わないときは、入札事務に関係のない職員を立会わせなければならない。

(入札の無効)

第41条 次の各号の一に該当するときは、当該入札者の入札を無効とする。

- (1) 入札の金額の記載がないとき、又は金額が訂正してあるとき。
- (2) 入札者の記名又は押印がないとき。
- (3) 誤字、脱字等により入札書の記載事項が不明確なとき。
- (4) 入札の目的に示された要件と異なっているとき。
- (5) 条件が付されているとき。
- (6) 同一入札者による同一事項の入札書が2通以上投入されているとき、又は入札者が他の入札者の代理人として入札書を提出したとき。
- (7) 第42条に定める再度入札の場合において、前回の入札の最高額以下又は最低額以上の価格で入札されているとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、研究所の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していないとき。

2 第1項各号の一に該当することにより無効とした入札については、開札に際して理由を明示して当該入札が無効である旨を、入札者全員に知らせなければならない。

(再度の入札)

第42条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。ただし、当該再度入札については1回までとする。

(技術審査)

第43条 「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続き」(平成28年研究所規程第18号。)にかかる一般競争契約を行うときは、技術審査を行うことができるものとする。

(落札の方法)

第44条 契約担当役は、競争に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

2 契約担当役は、前項ただし書きの場合にあつては、最低価格の入札者をただちに落札者とせず、入札者全員に後日落札者の決定を通知する旨を告げなければならない。また、落札者の決定にあつては必要な調査を行い、最低価格の入札者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その調査結果及び自己の意見を記載した書面を契約審査委員会に提出し、意見を求めなければならない。

3 契約担当役は、前項の場合、落札者の決定にあつては必要な調査を行い、その調査の結果及び自己の意見を記載した書面を契約審査委員会に送付して意見を求めなければならない。

4 契約の性質又は目的から第1項の規定により難い契約については、同項の規定にかか

ならず、価格及びその他の条件が研究所にとって最も有利なもの（同項ただし書の場合にあつては、次に有利なもの）をもって入札した者を契約の相手方とすることができる。

（落札者の決定）

第45条 開札をした場合において落札となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

（再度公告）

第46条 入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第32条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

（落札者の決定の通知）

第47条 契約担当役は、落札者を決定したときは、その者の氏名及び落札金額を落札者とならなかった者に必要な通知をしなければならない。

（入札経過調書の作成）

第48条 入札を行った場合は、当該入札の経過を明らかにした入札経過調書を作成し、当該入札に係る入札書その他の関係書類とともに保存しなければならない。

（指名競争に付することができる場合）

第49条 会計規程第43条第1項第5号の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- （1） 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせる場合
- （2） 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れる場合
- （3） 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れる場合
- （4） 予定価格が100万円を超えない財産を売り払う場合
- （5） 予定賃借料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付ける場合
- （6） 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをする場合

（指名基準）

第50条 前条による指名競争に付する場合において競争に参加させる者を指名しようとするときは、第30条の資格を有する者のうちから契約担当役が指名するものとする。

（競争参加者の指名）

第51条 契約担当役は、指名競争に付する場合は、なるべく10人以上指名しなければならない。

（指名替）

第52条 契約担当役は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合においては、第30条の資格を有する者のうちから新たに競争に参加する者を指名することができる。

第4章 随意契約

(随意契約の要件)

第53条 会計規程第43条第1項により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げるときとする。

(1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

イ 法令の規定により、契約の相手方が一に定められているとき。

ロ 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているとき。

ハ 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているとき。

ニ 国、地方公共団体等との取決めにより、契約の相手方が一に定められているとき。

ホ 研究開発、実験等の成果の連続性、接続性の確保のため、契約の相手方が一に限定されているとき。

ヘ 既存の研究機器、ソフトウェア等との接続性、互換性が強く求められる物件を当該機器、ソフトウェア等の製造業者又は特定の技術を有する業者から買い入れるとき。

ト 研究開発に係る設備機器の更新、改修、点検保守（維持管理）等、当該設備機器の特殊性や互換性の確保のために契約相手方が一に限定されるとき。

チ 他の研究機関と共同で研究を行う場合における当該研究機関が使用する特殊な機器や材料との整合性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器や材料であって、販売業者が一に限定されるものを当該業者から購入するとき。

リ 国の委託事業の公募等に共同研究グループの中核機関として応募し受託した事業であって、当該事業を遂行するために、その一部を当該共同研究グループの構成機関に対して再委託するとき。

ヌ 複数年度にわたる事業の継続を通じて、単一の成果を求める委託事業の2年度目以降の事業であって、当該事業を当初契約の委託先に継続して委託する必要があるとき。

ル 受託研究の契約において、その一部を特定の第三者に委託することが依頼者から指定されたとき。

ヲ 特別な仕様を指定して発注する必要がある特殊な機器や資材であって、製造業者が一に限定されるものを当該業者から直接購入するとき。

ワ 特殊な機器の開発又は製作であって、特殊な技術を要するため一の者にしか行うことができないと認められるものを当該者に行わせるとき。

カ 物件の改造、修理、保守、点検を当該物件の製造業者又は特定の技術を有する業者以外の者に施工させることが困難又は不利と認められるとき（当該物件が外国製である場合は日本国内総代理店を含む。また、当該業者が修繕等の実施を特定の技術を有する他の者を指定して行わせるものを含む。）。

コ 特定の設備及び技術を有する製作者でなければ製作することができない物件を製作させるとき。

ク 特殊の技術を要する業務であって、実施可能な者が一に限定されるものをその者に行わせるとき。

- レ 特定の業者以外では販売、提供することができない物件を購入、借用、利用するとき。
 - ロ 電算システムのプログラムの改良又は保守であって、互換性の確保のために契約相手方が一に限定されるとき、または、当該システムの著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできないと認められるものを当該システム開発者に行わせるとき。
 - ツ 特許権、実用新案権その他の知的財産権の権利者が他人にその実施を許諾していない場合又はその実施権者が単独である場合であって、その者と権利の実施を伴う工事製造その他の請負又は物件の買入れをするとき。
 - ネ 当該場所でなければ研究所の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃借契約（当該契約に付随する契約を含む。）するとき。
 - ナ 官報に掲載するとき。
 - ラ 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるとき（提供を行う事が可能な業者が一の場合に限る。）。
 - ム 郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの。）
 - ウ 物品の借り入れについて、初年度に競争入札を行い、次年度以降も競争入札を行って新たな業者から当該物品を借り入れることが不利と認められるとき。
 - エ 研究所の目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるとき。
 - オ 試験のための物品の製造又は買入れについて、試験の目的に精度、堅牢度、デザイン、形式等につき特殊性を要求され、試験の用に適した製造又は物品の買入れを適正に行うことが困難となり、契約の目的を達し得ないと認められるとき。
 - カ 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍を購入するとき。
- (2) 緊急の必要により競争に付することができないとき。
- イ 災害応急復旧等緊急の必要により競争に付することができないとき。
 - ロ 故障、破損等により現に事業に支障を生じているとき、又は重大な障害を生じるおそれがあるとき。
- (3) 競争に付することが不利と認められるとき。
- イ 現に契約履行中の工事、製造、物件の買入れ又は請負に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。
 - ロ 時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあるとき。
 - ハ 買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買入れしなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあるとき。
 - ニ 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないことになるおそれがあるとき。
 - ホ 最先端の重要な研究開発に係る契約において、競争によるため特殊で専門的な素材又は機器の仕様書を一般に公開することにより、当該研究開発において競争関係

にある者がその研究開発の内容を把握することができる状態となるため、当該研究開発における特許等の権利取得等に重大な影響を及ぼすと認められるとき。

- ヘ 外国で契約をするとき。
- ト 安全の確保に支障を生じるとき。
- チ 企画競争により特定したとき。
- リ 運送又は保管をさせるとき。
- ヌ 国、地方公共団体その他の公法人と契約するとき。
- ル 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。

(4) 契約に係る予定価格が少額であるとき。

- イ 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- ロ 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
- ハ 予定賃貸料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借入れるとき。
- ニ 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
- ホ 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- ヘ 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。

2 競争に付しても入札者がなく、又は再度の入札をしても落札者がなく、ただし、この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 落札者が契約を結ばない場合において、その落札金額の制限内で契約するとき、ただし、この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(予定価格の設定等)

第54条 会計規程第43条ただし書きの規定により、随意契約により契約を締結しようとするときは、あらかじめ第7条及び第8条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(分割契約)

第55条 第53条第2項及び第3項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約することができる。

(見積書の徴取)

第56条 随意契約によるうとするときは、見積書を徴さなければならない。ただし、第53条第1項第4号の規定により随意契約をする場合は、なるべく2者以上から見積書を徴さなければならない。

2 慣習上見積書を徴する必要のないもの及び契約担当役が必要ないと認めるものは、これを徴することを省略することができる。

第5章 契約の履行

(債権の譲渡の承認)

第57条 契約の相手方が第三者に対し債権を譲渡しようとするときは、あらかじめ書面を提出させ、承認を受けさせなければならない。

(転貸し等の禁止)

第58条 物件の貸し付けに関する契約のときは、契約の相手方をして第三者に当該物件を使用する権利を譲渡させ、又は転貸しさせてはならない。ただし、契約担当役が認めるときは、この限りでない。

(危険負担)

第59条 契約の目的物の引渡しを受ける前に研究所の責に帰する事由以外によって、契約の履行の全部又は一部不能になった場合の損害は契約の相手方の負担としなければならない。

2 天災地変その他不可抗力により契約の相手方が損害を受けたときは、その損害が重大で、かつ、契約の相手方が善良な管理者の注意をしたと認められるときに限り、その損害の全部又は一部を研究所の負担とすることができる。

(目的物の引渡し)

第60条 検査の結果給付の完了したことを確認したときは、遅滞なく契約の相手方から当該契約の目的物の引渡しを受けるものとする。

2 契約の目的物の一部が完成した場合において、当該目的物の引渡しを必要とするときは、前項の規定に準じて契約の相手方からその引渡しを受けることができる。

3 物件の売却の場合においては、当該契約の目的物の引渡し条件を確認したのち契約の相手方に当該目的物を引渡すと同時に受領書を提出させるものとする。

(かし担保期間)

第61条 かし担保期間は、原則として契約の目的物の引渡しを受けた日から1年とする。ただし、石造、土造、煉瓦造、コンクリート造及びこれに類する土木建築の工事の目的物については、2年とする。

2 かしが契約の相手方の故意又は重大な過失により生じたと認められるときは、前項の規定にかかわらず、かし担保期間は5年とする。

(かし担保責任)

第62条 契約の目的物の引渡しを受けた後、前条に規定するかし担保期間内にその目的物にかしがあることを発見したとき、又はそのかしによって損害を受けたときは、契約の相手方に対し、速やかに代品の提供、かしの補修若しくは損害賠償を請求し、又は代品の提供若しくはかしの補修とともに損害賠償を請求しなければならない。

第6章 代価の支払及び納入

(前金払)

第63条 実施細則第26条第1号イの規定において前金払をすることができる場合は、次の各号に掲げるときとする。

- (1) 1件の請負代価が100万円以上であること。
- (2) 契約を履行するために相当多額の資材購入費その他の準備金を必要とすると認められること。
- (3) 第18条に規定する保証があること。

(4) 前金払することにより、請負代価又は完成期日等について研究所の受ける利益が大であるとき。

2 前項の前金払の額は、請負代価の100分の40を超えてはならない。

(支払の時期)

第64条 契約の相手方から適正な支払請求書を受領した日から、工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日以内に支払うことを約定しなければならない。

2 契約の性質上前項の規定によることが著しく困難な特殊の内容を有すると認められるものについては、工事代金については、60日、その他の対価については45日以内とすることができる。

3 請求書を受領した後、その請求書の内容の全部又は一部が不相当であることを発見し、その事由を明示してその請求書を相手方に返付したときは、当該請求書を返付した日から相手方の是正した支払請求書を受領した日までの期間は約定した期間に算入しないものとする。

(遅延利息)

第65条 前条第1項及び第2項に規定する支払時期までに対価を支払わない場合は、約定した支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払い金額に対し政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）の割合で計算した金額を遅延利息として契約の相手方に支払うことを約定しなければならない。ただし、その約定した支払時期までに支払をしないことが天災地変等止むを得ない事由による場合は、特に定めのない限り当該事由の継続する期間は、約定した期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 第20条第3項の規定により約定した時期までに検査を行わないときは、その時期を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は前条の規定により約定した支払期間の日数から差し引くものとし、又当該遅延期間が約定した支払期間の日数を超える場合には、約定した支払期間は満了したものとみなし、その超える日数に応じ前項の計算に準じた金額を契約の相手方に対して支払うことを約定しなければならない。

(相殺)

第66条 契約担当役は、契約の相手方から徴収すべき金額とその者に支払うべき金額を相殺することを約定することができる。

(代価の納入)

第67条 物件を売却し、貸し付け、又は使用させようとする場合において徴収すべき代価があるときは、当該物件の引渡し前又は使用開始前にその代価を納入させることを約定しなければならない。ただし、止むを得ない事情があると認めるときは、相当の期間を定め分割して納入させることを約定することができる。

2 契約の性質上前項の規定により難しいときは、物件の引渡し後、又は使用開始後にその代価を納入させることを約定することができる。

第7章 雑則

(複数年度にまたがる契約)

第68条 次に掲げるものについては、長期継続契約を締結することができるものとする。

- (1) 電気、ガス及び水道の契約
- (2) 電気通信役務の適用を受ける契約
- (3) 土地、建物の賃貸借契約
- (4) 物品等の賃貸借契約
- (5) 前各号に掲げるもののほか、取引上特に必要があり、あらかじめ契約担当役が承認した契約

附 則

この細則は、平成28年 4月 1日から施行する。